

平成 25 年度 中東等産油国原油投資等促進事業（イラク関連）

「イラクビジネス関連法に関わる法制度調査」

調査実施報告書

平成 26 年 3 月

一般財団法人比較法研究センター

目 次

1. はじめに	1
2. 技術情報に係る法的保護体制の概要	2
(1) 知識社会と技術情報	2
(2) 技術情報保護の国際的枠組み	2
3. イラクにおける技術情報保護制度	9
(1) 技術情報の保護制度の概要	9
(2) 知的財産法	9
(3) 技術情報（非開示情報／営業秘密）の契約上の保護	30
(4) イラク民法における技術移転契約	35
(5) イラク競争法と技術ライセンス契約	40
4. 救済	46
(1) 税関での救済	46
(2) 刑事救済	46
(3) 標準品質管理局	47
(4) 民事救済	47
5. 輸出入分野（関税法における通関に関する事項）	49
(1) 税関の役割と機能	49
(2) 関税制度に係る主な事項	49
<参考資料：法令翻訳>	53
(1) 商標及び地理的表示法	53
(2) 特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法	64
(3) 著作権法	74
(4) 競争法	82

調査体制

○調査研究

木下 孝彦

一般財団法人 比較法研究センター事務局長、主幹研究員

鈴木 康二

立命館アジア太平洋大学国際経営学部教授

○事務局

菊本 千秋

一般財団法人 比較法研究センター研究員

不藤 真麻

一般財団法人 比較法研究センター調査研究員

1. はじめに

我が国政府は、イラク復興支援並びに民間投資の環境整備を目的として2011年に「投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定（日・イラク投資協定）」に合意した。近年、イラクでは経済復興が急速に進み、イラクにおける海外企業の事業活動が活発化している。他方で、我が国企業の活動は、トルコや韓国等の企業の勢いに比べて、これに伍するプレゼンスを発揮するには至っていないのが実情である。

その一因として、我が国におけるイラクに関する法情報の不整備がある。イラクとビジネスを行う際には、例えば、輸出・輸入に関する法規制、技術移転に係る法規制、直接投資に関する法規制を十分理解した上でなければリスクが高くなることは自明である。我が国企業のイラクへの貿易・投資促進を支援するための重要な情報インフラとして、イラクビジネス関連法の最新情報と日本語による法律体系等の法情報の提供を行うことが重要である。

そこで、我が国企業のイラクにおける貿易・投資活動を促進することを目的に、イラクの貿易や投資に関する法律の体系を明確にする調査を行うものとする。

本報告書は、イラクにおける技術情報保護に係る法制度をまとめたものである。ここで技術情報とは、商標、特許、意匠、著作権に加え、集積回路配置、営業秘密を含んでいる。これらの適切な保護が担保されることで、海外からの投資と技術移転が促進され、その結果、健全なビジネス活動と市場形成に繋がることになる。

イラクは世界貿易機構（以下、「WTO」という。）加盟国ではない。つまり、情報保護の国際的枠組みである、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（以下、「TRIPS協定」という。）を批准しているわけではない。そこで、本報告書では、まず情報保護の国際的枠組みについて整理を行い、次に、現在のイラクの状況を確認する。加えて、イラクにおける知的財産法制の各法律の概要をまとめ、特に重要と思われる事項について詳細な解説を行うとともに、留意点についてとりまとめる。

本報告書が、イラクビジネス法の理解の一助となれば幸いである。

2. 技術情報に係る法的保護体制の概要

(1) 知識社会と技術情報

今日の経済社会では、コンピュータの普及やネットワーク・通信技術の発展等に伴い、情報が重要な位置を占めるようになってきた。

特に近年は、「物（有体物）」の所有権を中心とした社会から、知識等の「情報（無体物）」を中心とした社会へと急速に移行しつつある中で、情報が「情報の非移転性」、「利得と損失の非同一性」、「不可逆性」、「複製・改変の容易性」等、「物」が有しない特徴を持つことから、これまで想定していなかった様々な問題が生じている。つまり、情報が、保護の客体として明確な位置付けがなされていないのである。

知識社会においては、物の価値に対する情報の価値の優位性がある¹。情報が価値を持つ社会では、物を対象とする法律（物権法）では対応できず、一定の条件を満たせば知的財産法によって物権的な保護が与えられているのである。

本報告書では、技術に係る情報（以下、「技術情報」という。）を、財産的な価値を有する情報と定義する。具体的には、商標や特許、意匠や著作権、集積回路配置のような排他的権利を有する情報、営業秘密のような競合他社に知られたくない情報を対象としている。

(2) 技術情報保護の国際的枠組み

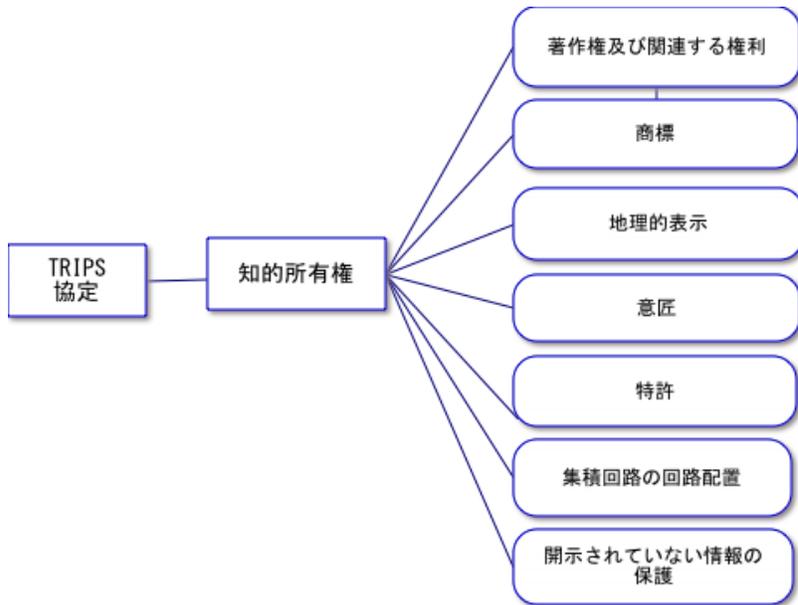
①国際的枠組み

(a) TRIPS 協定

現在の知的財産法に係る国際的枠組みとしてまず挙げられるのが、1995年に発効したWTOのTRIPS協定である。TRIPS協定は、加盟国が最低限確保すべき知的財産権の保護水準についての義務や権利行使に関する民事上・行政上の救済措置、知的財産権の取得及び維持手続、紛争解決手続、経過措置等について規定している。

下記はTRIPS協定の保護対象である。

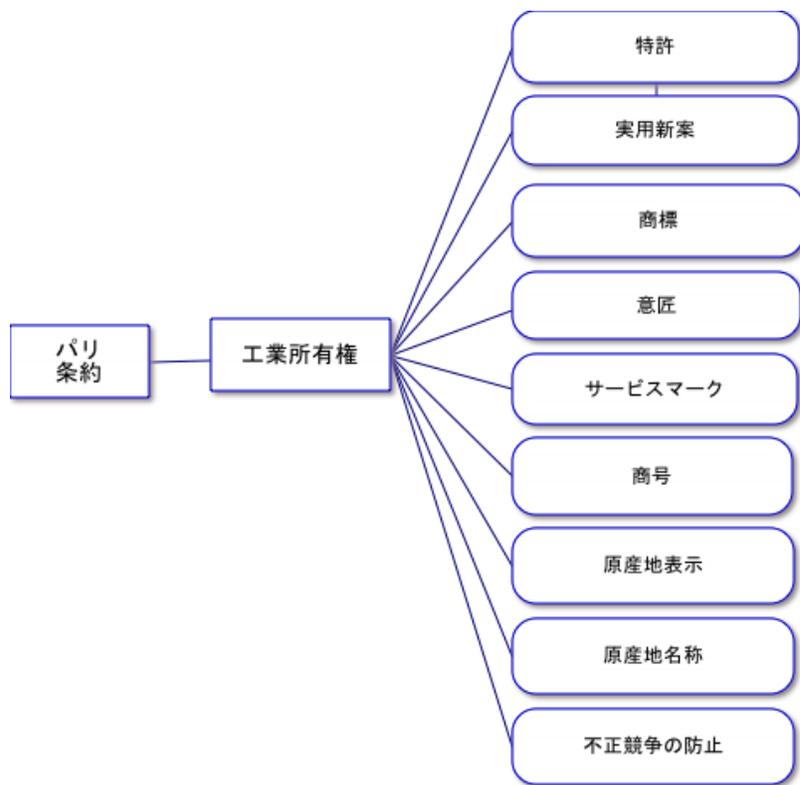
¹ 松村良之「財としての情報とその法的保護—「法と経済学」からのアプローチ—」田村善之（編）『北大法学部ライブラリー3：情報・秩序・ネットワーク』（北大図書刊行会、1999年）4頁



(b) パリ条約

1883年に締結された条約であり、工業所有権の保護に関するパリ条約 (Paris Convention for the Protection of Industrial Property) という。特許・実用新案・意匠・商標（サービスマークは含まない）等の保護と不正競争の防止を目的としている。内国民待遇、優先権制度、各国工業所有権独立の三つの原則を規定している。

下記は、パリ条約の保護対象である。



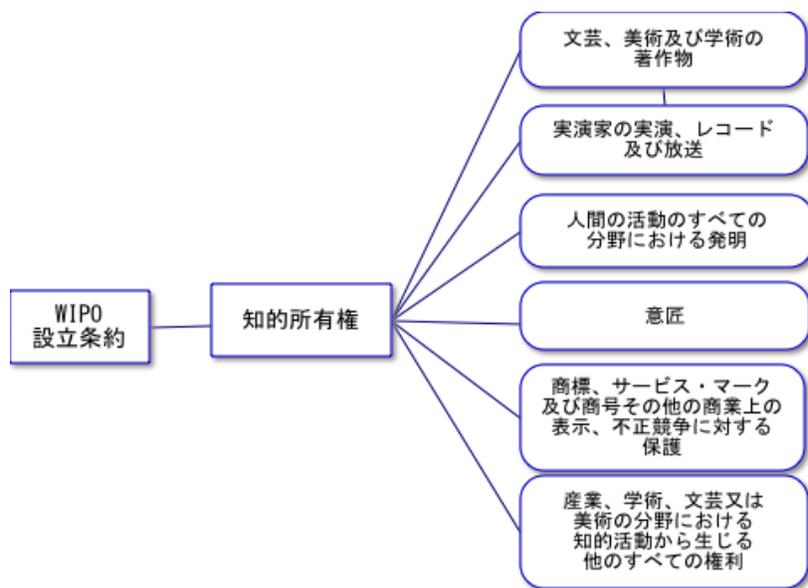
(c) ベルヌ条約

1886年に締結された著作権に関する条約であり、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works) という。内国民待遇、法廷地法原則、無方式主義、遡及効の五つの原則を規定している。

(d) 世界知的所有権機関 (WIPO) 設立条約

1967年に締結された条約であり、世界知的所有権機関 (WIPO) を設立する条約 (World Intellectual Property Organizations (WIPO) Convention) という。1970年に発効した。本条約は、工業所有権だけでなく著作権等をも含めて広く知的所有権全般について国際的な保護を促進することを目的としている。なお、本条約は、加盟国に対して、パリ条約やベルヌ条約のように履行義務を課すものではない。

下記は、WIPO 設立条約の保護対象である。



②TRIPS 協定とイラクの法律

上記は、条約ごとに保護対象を比較整理したものである。なお、イラクは、パリ条約と WIPO 設立条約に加盟しているが、TRIPS 協定とベルヌ条約には未加盟である。

現在、イラクは WTO には加盟していないが、TRIPS 協定に準拠した知的財産法が制定されている。下記は、TRIPS 協定の保護対象と、それらに対応するイラクの知的財産法を整理したものである。

TRIPS 協定の保護対象とそれらに対応するイラクの知的財産法

TRIPS 協定の保護対象	対応するイラクの知的財産法
著作権及び関連する権利	著作権法 Copyright Law and its amendment (1971)
商標	商標法 Trademark and Geographical Indication Law, (2004, CPA Order No. 80)
地理的表示	商標法 Trademark and Geographical Indication Law, (2004, CPA Order No. 80)
意匠	特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 Patent, Industrial Design, Undisclosed Information, Integrated Circuits and Plant Variety Law (2004, CPA Order No. 81)

特許	特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 Patent, Industrial Design, Undisclosed Information, Integrated Circuits and Plant Variety Law (2004, CPA Order No. 81)
集積回路の回路配置	特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 Patent, Industrial Design, Undisclosed Information, Integrated Circuits and Plant Variety Law (2004, CPA Order No. 81)
開示されていない情報の保護	特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 Patent, Industrial Design, Undisclosed Information, Integrated Circuits and Plant Variety Law (2004, CPA Order No. 81)

③パリ条約と TRIPS 協定との関係

イラクは、パリ条約に加盟している。よって、イラクはパリ条約上の履行義務を負うが、実は TRIPS 協定にはパリ条約の実体規定がそのまま組み込まれている。具体的には、「パリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の規定を遵守する」と規定されている (TRIPS 協定第 2 条第 1 項)。これは、1967 年に改正されたパリ条約の遵守は TRIPS 協定の前提であり、当該条約を超える新たな義務を WTO 全加盟国が遵守すべきとする最低基準 (ミニマム・スタンダード) として定めるべきであるとされた。これが、TRIPS 協定が、「パリ条約プラス・アプローチ」と呼ばれる所以である。なお、パリ条約第 1 条から第 12 条及び第 19 条には、主に下記の規定がある。

工業所有権の保護対象 (第 1 条)、内国民待遇 (第 2 条)、優先権 (第 4 条)、特許の独立 (第 4 条の 2)、意匠 (第 5 条の 5)、商標 (第 6 条)、サービスマーク (第 6 条の 6)、商号 (第 8 条)、原産地表示 (第 10 条)、不正競争防止 (第 10 条の 2)、特別の取極 (とりきめ) (第 19 条)

④特許・意匠・商標・営業秘密に関するイラクと日本との関係

ここで問題となるのは、パリ条約と TRIPS 協定の加盟国である日本と、パリ条約加盟国 (TRIPS 協定は未加盟) であるイラクとの間における法の適用についてである。つまり、日本からイラクに提供した技術情報の保護法制は、どの条約に基づいて適用されるのかということである。

日本もイラクもパリ条約の加盟国であることから、二国間において、技術情報は、パリ条約が規定する範囲 (上記 2 (2)③枠内参照) で保護されることになると考えられる。具体的には、特許、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、原産地表示、原産地名称、不正競争の

防止が含まれる。もちろん、日本で出願された特許を、パリ条約の優先権を利用してイラクに出願することも可能である。

⑤著作権に関するイラクと日本との関係

著作権に関しては注意が必要である。イラクがベルヌ条約に加盟していれば、日本国内で創作された著作物はイラク国内でも保護され、イラク国内で創作された著作物は日本国内でも保護される。イラクがWTOに加盟していた場合も同様である。これは、TRIPS協定が、WTO加盟国にベルヌ条約の遵守を義務付けていることにより、WTO加盟国がベルヌ条約加盟国と同等に考えられるからである。

しかし、イラクは、著作権に関する国際条約（ベルヌ条約、万国著作権条約等）にも加盟していない。そのため、日本国内で創作された著作物はイラクでは保護されず、イラク国内で創作された著作物も日本国内では保護されないことになる。しかし、日本企業等がイラク国内で創作した著作物については、イラク著作権法上の保護を受けることができる。

⑥集積回路配置に関するイラクと日本との関係

日本では、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年5月31日法律第43号、以下、「半導体回路配置保護法」という。）により集積回路配置が保護されている。

集積回路配置保護に関する国際条約としては、1989年に採択された「集積回路についての知的所有権に関する条約（Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits：IPIC条約、ワシントン条約と呼ばれる）があるが、我が国は当該条約には批准しておらず、当該条約そのものも発効していない。

しかし、TRIPS協定第35条は「加盟国は、集積回路の回路配置・・・について、集積回路についての知的所有権に関する条約の第2条から第7条まで（第6条(3)の規定を除く。）、第12条及び第16条(3)並びに次条から第38条までの規定に従って保護を定めることに合意する。」と規定し、ワシントン条約の実体規定部分を準用している。このため、ワシントン条約自体は発効していないものの、WTO加盟国は本条約を遵守する義務が実質的に課せられていることになる。

一方イラクは、WTOには未加盟のため本条約を遵守する義務はないが、WTO加盟を睨み法整備が進められており、「特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法」には、集積回路配置の保護についても明記されている。

かような状況において、日本国内で創作された集積回路配置がイラク国内で保護を受けられる条約的枠組みは存在しない。

⑦日・イラク投資協定（2012年）

2012年6月7日に、日本とイラクとの間で「投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定（日・イラク投資協定）」が署名され、2014年2月25日に効力を生ずることになった。

本協定第19条では、知的財産権について規定されている。同条第1項は、両国が知的財産権の付与と十分かつ効果的な保護を与えることが明記されている。知的財産権については、本協定第1条(f)において次のように定義されている。

著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び非開示情報に関する権利を含む。

また、本協定第3条において内国民待遇の規定が設けられており、日本の著作権を含む知的財産権がイラク国内において適切に保護されることが、二国間協定により保証されるものと考えられる。しかし、本協定の対象となるのは投資（investments）であり、第1条において、「投資財産とは、投資家による直接又は間接的に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であって、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。」とし、その中に知的財産権が含まれる。当該協定の定義に鑑みれば、日本の知的財産権全てについてイラク国内において保護が享受されるとは考えにくく、その範囲は本協定第1条に定める「投資財産」であることが前提になるものと考えられる。よって、投資財産以外の知的財産については、本協定の適用は受けないと考えることが適切であろう。例えば、投資が絡まない物品の売買や、個人的にイラクに持ち込んだ知的財産については、本協定の対象である「投資財産」には該当しないものと考えられることから保護対象に含まれないと考えられる。

また、知的財産に関する紛争が生じた場合の紛争解決メカニズムについても、本協定第16条（両締結国間の紛争の解決）と第17条（一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決）で規定されている。これは、イラクで日本の知的財産が侵害され、損失あるいは損害が生じた場合において、我が国政府が主体となり、第17条に基づき調停あるいは仲裁を求めることができる制度的枠組みである。

3. イラクにおける技術情報保護制度

(1) 技術情報の保護制度の概要

技術情報を保護する制度が知的財産制度であり、イラクの知的財産制度は、商標、地理的表示、特許、意匠、非開示情報、集積回路配置、植物新品種及び著作に係る知的財産を保護対象としている。

技術情報は、知的財産として保護対象にならないものもある。例えば、ノウハウや非開示情報に該当しない技術情報等があるが、これらは企業にとって重要な財産的価値を有する情報である。そのため、これらの企業が有する技術情報の窃盗・領得・無断複製等の行為は企業にとり大きな損害とリスクに繋がる。

企業は技術情報を保護するために、知的財産庁等へ登録することで権利化（排他的権利を取得）する（著作権については登録が権利付与の条件ではない）が、市場での優位性確保や健全な市場形成の側面から登録された権利の適切な保護を担保するために、違法行為等を排除しなければならない（エンフォースメントの重要性）。エンフォースメントを担う機関は税関や警察が一般的であるが、その根拠は知的財産法や関税法等において規定されている国が多い。

かような視点から、イラクの知的財産法について整理を行う。

(2) 知的財産法

連合国暫定当局（以下、「CPA」という。）は、2003年4月9日のフセイン政権崩壊を受けて4月9日に発足した、イラク占領統治を行ったイラクの最高組織であり、米軍を主体とするため米国国防総省の機関である連合軍の組織である。イラク側政府組織であるイラク統治評議会を実務組織としていた。2003年5月1日にはブッシュ大統領による戦闘終結宣言がなされたが、フセイン体制一掃を徹底したために内戦を生み出したとして批判される組織でもある。正式には、2004年5月28日に統治評議会が暫定政権を選出したことに伴い、2004年6月28日、暫定政権に主権を移譲してCPAは解散した。CPA 命令第80条と第81号は、2004年4月26日、第83条は4月29日に公布され、占領軍の立法趣旨が貫徹できた立法であると言える。

これらの三つの命令により、現在、イラクにおける知的財産法としては「商標及び地理的表示法」、「特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法」、「著作権法」の三法が存在している。

イラクにおいて、特許、商標、著作権等の登録機関は一箇所ではなく、分散している。特許と意匠については、計画開発協力省（Ministry of Planning and Development Cooperation）の標準品質管理局（Organization on Standards and Quality Control : COSQC）が登録機関となっている。著作権は、文化省（Ministry of Culture）が管轄し、商標は、産業鉱物省（Ministry of Industry and Minerals）が管轄している（下記表参照）。

法律名	保護対象	主務機関
CPA 命令第 80 号「商標及び地理的表示法」	商標、サービスマーク、地理的表示他	産業鉱物省
CPA 命令第 81 号「特許・意匠・非開示情報・集積回路配置・種苗法」	特許、意匠、非開示情報、集積回路配置、植物新品種	計画開発協力省・標準品質管理局
CPA 命令第 83 号「著作権法」	著作、音楽、プログラム、実演他	文化省

イラクは、知的財産に関して下記の国際条約を批准している。

- ・ パリ条約（1967 年法）：1975 年の法律第 212 号で批准。
- ・ WIPO 設立条約：1975 年の法律第 212 号で批准（イラクは 1976 年 1 月から WIPO 加盟国である）。
- ・ アラブ著作権協定（Arab Agreement for the Protection of Copyrights）：1985 年の法律第 41 号で批准。
- ・ アラブ知的財産協定（Arab Intellectual Property Rights Treaty）：1985 年の法律第 41 号で批准。

また、イラクは 2004 年 9 月 30 日に WTO 加盟申請を行っている。現在も交渉中であり、オブザーバの地位にある²。

なお、クルディスタン地域の知的財産法制について見ておきたい。知的財産法は、中央政府が制定した連邦法であるが、具体的施行のための規則に関して、クルディスタン地域独自のものが制定されている。また、CPA 命令そのものはクルディスタン地域では拘束力がないかもしれないことから³、クルディスタン地域の知財制度については、CPA 命令の適用の範囲と効力は明確ではない。また、商標登録については、クルディスタン地域独自の規則を制定している（下記①「商標及び地理的表示法」を参照）。一方、特許と意匠登録については、クルディスタン地域独自の規則はない。著作権については、無方式主義であることから登録に関する問題は発生しない。

² 2006 年 9 月 28 日に WTO 加盟に係る質問に対する回答を行ったものの、まだクリアすべきステップが残っている (Elizabeth Mirza Al-Dajani, “Post Saddam Restructuring of Intellectual Property Rights in Iraq Through a Case Study of Current Intellectual Property Practices in Lebanon, Egypt and Jordan” The John Marshall review of Intellectual Property Law, 2007, PP.253.)。WTO 加盟のプロセスは、右を参照されたい (http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/acces_e.htm)。

³ Herbert Smith, “Iraq Investment Guide—second edition,” (2010), PP.32-35.

①商標及び地理的表示法 (Trademark and Geographical Indication Law)

商標に関しては、2004年のCPA命令第80号によって1957年商標表示法 (Trademark Descriptions Law No.21 of 1957) が改正され、名称も改名され「商標及び地理的表示法」となった(以下、「商標法」という。)。商標登録を管轄しているのは、産業鉱物省である。

(a) 保護対象

イラク商標法は、商標、サービスマーク及びその他の標章で写實的に表現されたものであり、かつ他人の商品やサービスと識別性を有するものを保護する。商標は登録によって排他的権利が付与されるものであることから、登録商標や標章に類似又は同一の商標や標章を権利保有者に無許諾で利用することを禁じている。

同法第1条は、「商標」について下記のように定義している。

「商標」:ある事業に係る商品を他の事業に係る商品から識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に人名を含む単語、文字、数字、図形及び色並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体により関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、使用により獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。標識は商標として保護を受けるために、視覚によって認識できる必要はない。

一方、同法第5条は、イラクで登録できないものとして下記を挙げている⁴。

- 「1. 識別性を欠く標章、商品の種類、性質、数量、生産場所を示すために取引上使用される標章、又はイラクの日常言語でこれらを示す標章
2. 公序良俗に反する標章、表現、意匠
3. イラク、パリ同盟国、若しくは政府間国際機関の紋章、旗章若しくはその他の記章、又はそれらの国が採用する管理及び保証を示す公的な記号又は印章と同一又は類似の標章、並びに紋章学上それらの模倣と認められるもの
4. 赤十字 (Red Cross)、赤新月社 (Red Crescent)、及びジュネーブ赤十字 (Geneva Cross) と同一又は類似の標章
5. 本人の書面による同意を得ていない個人の名前、称号、肖像又は紋章
6. 出願人が権利を証明することができないもの名誉学位の称号
7. 公衆に誤認又は混同させるおそれのある標章、製品の出所又は商品かサービスかを問わずその他の品質について虚偽の記載を含む標章、及び、虚偽の又は模倣された又は

⁴ 登録できない標章については、「中東・北アフリカ諸国の貿易・投資関連法制度 イラク (改正版: 2014年3月)」(ジェットロドバイ事務所、2014年3月) 36頁も参考になるが、商標法第5条の9-12はCPA命令第80号によって効力が停止している。そのため、ここでは現行法についてとりまとめた。

偽造された商号の表示を含む標章

8. 周知商標と同一又は類似の標章、又は先に登録された商標と同一若しくは類似の標章であって、当該標章を登録することが標章により識別される商品若しくは他の類似する商品について消費者に混同を生じさせるもの」

(b) 登録について

商標の登録は、産業鉱物省傘下の登録機関で行う。場所はバクダッドであるが、支署がバスラに設けられている。ただし、バスラでの登録は、商標登録を行う者又は法人がバスラ統治区に居住している場合に行うことができる。登録に関しては下記の点に留意する必要がある⁵。

- ・ 申請書はアラビア語で作成しなければならない。
- ・ 申請書（申請者名、住所、国籍、職業を記載）と併せて、委任状（公証文書）、登録する商標の印刷物（10枚）を提出する必要がある。
- ・ 登録を求める商標がアラビア語（original Arabic alphabet）によるものでない場合は、商標の印刷物は、当該商標の文字の上に、大きな文字のアラビア語の字訳を表記しなければならない。
- ・ 商標の使用は登録要件ではない。しかし、登録日より2年以内に商標を使用していない場合は、第三者の申立てにより不使用取消が行われることがある⁶。

なお、全ての出願書類は、出願日から3ヶ月以内に提出しなければならない。公証が必要な書類は、出願人の本国のイラク大使館によるものでなければならない。よって、第三国のイラク大使館による公証書類は認められないとされているが、本国にイラク大使館が存在しない場合はこの限りではない。

日本からイラクへの商標権出願は、パリ条約により出願することになる。イラクは、マドリッド・プロトコルの加盟国ではない。

(c) クルディスタン地域での商標登録

2011年以降は、クルディスタン地域でも貿易産業省（Ministry of Trade and Industry）に商標登録を申請することができるようになった。イラクの知的財産法は連邦法であることから、

⁵ 商標表示法（Trademarks & Indications Law）第6条に基づく規則で規定している。また、登録のための必要事項については、「中東・北アフリカ諸国の貿易・投資関連法制度（改訂版：2014年3月）」（ジェトロドバイ事務所、2014年3月）3頁に次のように記載されている。

a) 商標登録に要求される特別な委任状書式で登録手続を行う弁護士の委任状、b) 予備検査用に商標のカラー写真を送付する、c) 予備検査および予備登録の手数料を支払う、d) 予備検査の結果、類似商標が存在しないことが確認された場合は、特別な広報で商標登録を正式発表し、登録手数料を支払う、e) 最終受理手数料の支払いの後、商標登録証明書が正式に受理される

⁶ 「2年以内の使用」についての具体的なガイドラインがあるわけではない。一方、立証責任は原告側にある。

バグダッドのイラク政府が制定した法律がイラク全国土で有効である。かような状況で、クルディスタン地域政府は独自の商標の登録制度を設けている。例えば、クルディスタン地域への商標出願は、(アラビア語と英語ではなく)アラビア語とクルド語で行うこととなっている。クルディスタン地域で登録された商標は、当該地域のみにおいて保護されており、イラクの他の地域では保護されていない。一方、バグダッドで登録された商標は、クルディスタン地域でも保護が享受される。かような措置は、海外投資や取引促進の視点から早急に改善されなければならない。そのため、イラク政府は、クルディスタン地域との調整を行っているが、効果的な施策が出されているわけではない⁷。

(d) 審査・登録

出願書類が、登録局へ提出された後、登録の可否について審査が行われる。審査では、同一又は類似の商標が既に登録されていないかが確認される。出願審査が終了すると、登録官は、当該商標を官報に三度継続して公報する。異議申立は、最後の公報 (publication) から 90 日以内に、書面によって行うことができる (商標法第 11 条第 1 項、第 2 項)。異議申立がなければ、公報された商標が登録され、登録証書が発行される。

(e) 商標権

商標権の存続期間は登録日から 10 年であり、所定の手数料を支払い 10 年ごとの更新が可能である (商標法第 20 条第 1 項)。更新は存続期間の最後の年に行う。また、商標の存続期間満了後 6 ヶ月の猶予期間があり、商標権保有者は、この期間に所定の手数料と追加手数料を支払うことで更新を申請することができる。更新手続がなされない商標は、登録簿から削除される (商標法第 20 条第 2 項)。

商標登録の取消請求は、当該商標の登録後 5 年以内に、理由を明記して裁判所に対して行わなければならないとされている (商標法第 21 条第 1 項)。そのため、登録から 5 年が経過すると、登録商標が下記に該当する場合を除いて商標登録の取消しを請求することはできない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a) その登録に係る商品、サービス、又はその一部についての普通名称であるときb) 機能的であるときc) 不正に又は登録要件の規定に反して取得されたときd) 3 年間継続して使用しなかったとき。ただし、当該不使用が制御不能な原因又は法律上正当な理由によるものと証明できる場合は除く。e) 登録者によって又はその許可を得て、標章が付され又は関連して使用されている商品又はサービスの出所を誤認させるように使用されているとき。 |
|---|

⁷ Walid Nasser and Anthony Mrad, "Anti-counterfeiting 2013—A Global Guide" ANF Law Office, (2013), pp. 117.

(f) 周知商標

イラク商標法第4条の2第2項及び第3項は、周知商標（well-known mark）については、イラク国内で登録されていなくても、当該周知商標に関連した侵害行為があれば、法による保護を享受できることを定めている。

しかし、何が周知商標に該当するかの具体的な法的根拠はないことから、登録官及び裁判官の裁量に委ねられることになると考えられる。

(g) 団体商標・証明商標及び地理的表示

イラク商標法第4条の4は、団体商標（collective marks）と証明商標（certification marks）及び地理的表示（geographical indication）についても、個人及び法人により、商標と同様に登録できると規定している。なお、「個人及び法人」には、国家、州、市町村、地方政府等も含まれ、利用を法的に管理することができるとしている。

地理的表示については、同法第1条で「ある商品の品質、評価又はその他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が国内の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」と定義されている。

(h) 侵害行為と救済

合法的に登録された商標権の侵害行為は刑事罰の対象となり、1年以上5年以下の懲役若しくは5,000万ディナール（約US\$43,000）以上1億ディナール（約US\$86,000）以下の罰金、又はこれらの併科を定めている（商標法第35条）。

同条はまた、処罰の対象となる侵害行為について下記のように定めている。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 公衆を誤認させる方法で合法的に登録された商標を偽造若しくは模倣し、又は悪意を持って偽造若しくは模倣された商標を使用する者2) 他人の登録商標を違法に使用する者3) 他人の登録商標を悪意を持って自己の製品に使用する者4) 偽造若しくは模倣された標章が付された又は商標が不法に付された製品であることを知りながら、販売、販売の申出、流通、又は販売目的で所持する者5) 偽造、模倣又は不法に使用された標章の下でサービスを故意に提供する者 |
|---|

侵害行為が発見された場合、裁判所は、侵害品の差押えを命じる事ができる。また、侵害行為によって得た不当利得を押収することもできる。当該措置には、侵害行為に使われた機械や道具や、標章が違法に使われている製品、商品、会社名、包装紙、下げ札、ステッカー等の差押えが含まれる（商標法第35条第2項）。

また、対応の遅れが権利保有者に回復困難な被害をもたらすおそれがある場合、又は証拠が

隠滅される明らかな危険がある場合、裁判所は一時的差止命令（provisional measures）を出すことができる（商標法第 37 条第 2 項）。なお、一時的差止命令は、被申立人からの申請によって取消され得る（商標法第 37 条第 3 項）。

また、これら以外の救済として下記のものがある（商標法第 38 条、第 38 条の 2）。

- ・ 損害賠償
- ・ 侵害品等の差押え及び廃棄
- ・ 裁判所の判断による判決の公報

(i) エンフォースメント

イラクとのビジネスにおいて、知的財産権の中で商標の重要性は高い。我が国企業の製品やサービスをイラク国内で提供するにあたり、消費者や利用者に対して、他社との差別化をはかるために付与される名称や標章によって信用、品質、安心等を提供することにより、市場競争力を獲得するものであるが、そのためには、法的保護のみならず適切なエンフォースメントがなされなければならない。

しかし、商標法は、商標権侵害に関して、第 5 条で、大衆を誤認 (mislead) 又は混同 (confuse) させる商標を規制しているものの、エンフォースメントについては触れられていない。

ところで、水際での侵害品取締りのために、商標法に基づいて税関に差止めを求めることは、理論上は可能と思われる。しかし、知的財産侵害品の水際での差止めには、知的財産権の知識と真正品／侵害品を判断する技術が求められる。税関で侵害品を差止めるための商標の登録制度や知財専門官の育成も不可欠になる。そのため、実態は、「知的財産権保有者は関税部に申請書を提出して自身の商標を登録し、権利侵害品を入国時点で没収させることが可能になったが、実際に関連当局が没収することはほとんどない」⁸。

市場における模倣品については、標準品質管理局及び商業管理委員会（Commission of Commercial Control）が下記のような調査を行っている。

- ・ 侵害行為が行われている施設への踏み込み
- ・ 模倣品の検査
- ・ 模倣品の押収と販売店の所有者を法的保護下に置くこと

調査の後、標準品質管理局等は模倣品に関する調査報告書をまとめ検察官に提出する。

⁸ 「中東・北アフリカ諸国の貿易・投資関連法制度 イラク（改正版：2014 年 3 月）」（ジェトロロドバイ事務所、2014 年 3 月）37 頁

(j) イラクにおける商標権保護の留意点

【識別性の判断が不明確】

イラクにおける商標権の要件は「識別性」であり（商標法第1条）、これは、日本商標法第3条第2項が「前項第3号から第5号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。」と規定しているところと同様であると考えられる。ただし、登録要件としての「識別性」の判断基準についての記述はない。そのため、実際に商標権について争った場合に、その判断基準が明確にされていない点に留意する必要がある。

我が国は、商標の使用により識別力を有するに至ったかどうかは、次のような事実を総合勘案して判断するとしている。具体的には、商標の使用状況に関する事実を量的に把握し、それによってその商標の需要者の認識の程度を推定し、その大小ないし高低等により識別力の有無を判断している⁹。

- ・ 実際に使用している商標並びに商品又は役務
- ・ 使用開始時期、使用期間、使用地域
- ・ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
- ・ 広告宣伝の方法、回数及び内容
- ・ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
- ・ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

【日本語による商標の出願について】

イラクにおいて日本語の商標を出願する場合、文字として認識されない可能性が高く、識別性において認められない可能性があることから、留意する必要がある。よって、日本語のみの商標の場合は、アラビア語でも記載するなど、工夫することが重要になる。

【イラクにおける公序良俗について】

イラク商標法第5条で商標登録が認められないものを列挙されており、その中に「公序良俗（public order and morality）に反する標章、表現、意匠」があるが、イラクと我が国における公序良俗の概念は同じではないと考えられる。イラクでは、イスラム法による公序良俗である点を留意する必要がある。

【審査手続の遅延について】

イラクでの商標出願に関して、審査手続の遅延があることに留意する必要がある。日本では、審査に要する時間は出願からおおよそ数ヶ月から半年であるが、イラクでは、5年以上遅延している事例（日本企業）もあり、また、早期審査制度もないと思われるため、出願したからとい

⁹ 特許庁資料「第2第3条第2項（使用による識別性）」
(http://www.jpo.go.jp/shiryu/ki_jun/ki_jun2/pdf/syouhyou_ki_jun/11_3-2.pdf)

って安心することは出来ない。

【周知商標の保護について】

イラクにおいて、周知商標は登録せずとも保護されるとされているが（商標法第4条の2）、何が周知商標に該当するかのリストはない。また、「周知（well-known）」と「著名（famous）」の区別もされていない。我が国では、「周知」とは、「需要者の間に広く認識されている」ことをいい、「著名」とは、「周知」の程度が高く、日本全国に知れ渡っているような場合とされ、審査基準によれば、商標登録の要件（日本商標法第4条第1項第10号等）としての周知性は、以下のような事実を総合勘案して判断するとされている。

- ・ 実際に使用している商標並びに商品又は役務
- ・ 使用開始時期
- ・ 使用期間
- ・ 使用地域
- ・ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
- ・ 広告宣伝の方法、回数及び内容

このような基準がイラクでは見当たらないため、制度としては「周知商標」を認めているが、実効性については不透明さが残る点に留意する必要がある。

【エンフォースメントについて】

商標権のエンフォースメントについても問題がある。商標権の侵害行為については、商標法第35条で刑事罰を定めているが、ここで問題となるのは同条第4項である。同項は、「偽造若しくは模倣された標章が付された又は商標が不法に付された製品であることを知りながら、販売、販売の申出、流通、又は販売目的で所持する」行為を侵害行為として規定しており、侵害行為を構成するためには、「知りながら」模倣品を販売する等の行為をしたとする主観的要因が求められる。侵害行為に故意要件が求められる根拠としては、イラク刑法（No. 111 OF 1969、2010年3月14日改正）第21条に拠っていると考えられる。

我が国では、侵害罪は、刑法第38条第1項により、罪を犯す意思（故意、犯意）がなければ成立しないとする故意犯であることから、イラク商標法第35条と同様であると考えられる。民事に関し、日本商標法第37条（侵害とみなす行為）は、主観的要因は求めている。また、侵害行為に対して差止請求を行うにあたっては、主観的要因は要求されない（日本商標法第36条）。つまり、我が国では、当該侵害者に故意も過失もなく何ら非難されるものがなかったとしても、商標権を侵害している事実があれば、侵害行為を停止しなければならない。

一方、イラクでは、基本的に刑法によって侵害行為が判断されることから、侵害者がそれを「知らなかった」場合は、原告が「被告が侵害品であることを知っていたこと」を立証しない限り、侵害行為を構成しない可能性がある点に留意しておく必要がある。なお、イラクの商標法において求められている主観的要因は、イラクの特許法では求められていないが、著作権法には類似の条文（著作権法第45条(2)）がある。

②特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 (Patent, Industrial Design, Undisclosed Information, Integrated Circuits and Plant Variety Law)

イラクの特許法は、1879年のオスマン帝国特許法 (Ottoman Patent Act 1879) が始まりである。本法は、フランスの1844年特許法を翻訳したものである。その後、1930年に法律 No. 30 が制定され、これがイラク独立後の特許制度制定に向けた第一段階の法律であり、1935年になって初めて特許法として制定された。1968年にはバース党が政権を握り、特許法を含めた全ての法制度の見直しが行われた¹⁰。その後、1970年に特許・意匠法 (Patent and Industrial Design Act No. 65, 1970) が制定され、知的財産を活用した経済と産業育成が促進された。

現行法は、2004年のCPA 命令第 81 号により改正された「特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 (以下、「特許法」という。)」である。これは、WTO加盟を前提として国際的スタンダードを遵守することを目指して1970年法が改正されたものである (イラクは2004年9月30日にWTO加盟の申請を行っている)。法改正の主な目的は、2003年まで10年以上続いた経済制裁後に、海外直接投資を誘致し経済発展に繋げることである。

(a) 特許

イラクにおいて、特許については、上記のCPA 命令第 81 号により改正された特許法第 1 章で規定されている。イラクで特許登録を担当する省は、計画開発協力省である。特許法第 1 章第 1.4 条は、発明を「物若しくは物を生産する方法又はその双方に関連する技術分野のいずれかにおける革新的なアイデアで、当該分野における特定の問題を実際に解決するもの」と定義している。

(i) 特許を受ける者

発明者及び譲受人が特許を受けられる。

(ii) 特許要件

特許法第 1 章第 2 条は、「産業上の利用可能性、新規性、進歩性」を特許要件とし、その対象は「新規の製品、新たな製造方法、既知の製造方法の新規用途」としている。

特許法第 1 章第 4 条は、新たな発明と認められないものについて規定している。同条(a)は、先行技術の範囲は、イラク国内あるいは国外が対象に含めている。同条(b)は、発明者以外の者又は当該発明の権利を譲渡された者に権利が付与された場合、同一の特許又はその一部について他人が既に出願している場合は、当該発明は新たな発明にはあたらないとしている。また、

¹⁰ Nabeel Mahdi Althabhwani and Zinatul Zainol "The Patent System in Iraq: The Path to Efficiency of Its statutes" World Patent Information (Elsevier), 2013, PP.2.

同条(c)は、出願日又は優先日の12ヵ月前に発明が公衆に対して開示された場合、仮にそれが出願人又は出願人の前任者（predecessor）によって開示が行われた場合であっても、第三者により出願人又は出願人の前任者に対する濫用があった場合でも、斟酌しないとしている。

(iii) 出願手続

出願人は、計画開発協力省の標準品質管理局の下に位置している特許部（The Division of Industrial Property）に対して書類を提出し、書式審査を受けなければならない。審査を通過した出願は官報に掲載される。書類に不備がある場合は、法に基づき登録官が通知する合理的期間内に修正を行うが、修正が期限までに行われない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

その後、実体審査の必要性について評価がなされ、実体審査が必要な場合は出願人に費用等が連絡される。なお、実体審査は、特許部審査官及び認定審査機関が実施するものとされている。

(iv) 特許権

特許権の存続期間は出願から20年である（特許法第1章第13条）。

特許権の効力の範囲として、非商業的個人的利用や試験研究等には及ばないとするような規定は見当たらない。また、特許権保有者が特許権を移転、譲渡、許諾する権利を有するとする規定も見当たらない。

(v) 出願書類

出願人は下記の書類の提出が求められる。

- ・委任状（ただし、イラク大使館による公証が必要。書類の裏面に大使館のスタンプを押印されているもの）
- ・出願人の名称と住所、国籍、居住地、事業所の住所
- ・発明者が出願人でない場合は、大使館の公証証書
- ・イラク大使館による公証がされた優先権書類の認証コピー
- ・英語で書かれた明細書とクレームを8部（ただし、アラビア語の翻訳を付けること）
- ・図面8セット
- ・英語の要約（ただし、アラビア語の翻訳を付けること）

なお、海外からの登録出願については、法定代理人を通さずに提出してはならない（特許・工業意匠規則（No. 21, 1970）第4条）と規定されている。

(vi) 強制実施権

強制実施権についての規定が設けられている（特許法第1章第28条）。

(vii) 特許の先使用

イラク特許法第1章第5条は、特許出願人が出願する以前あるいは優先日より前に、当該特許の対象となった製品やプロセスを善意で使っていた者は、継続して当該製品やプロセスを利用することができる」と規定している。

(viii) 特許権侵害について

特許権侵害に対しては、民事訴訟法（The Iraq Law on Civil Procedure Code No. 83 of 1969）に基づき裁判所で争うことができる。イラク特許法は、イラク国内で登録している特許権保有者は、当該特許権の侵害を阻止するために裁判所に提訴するにあたり、訴状を裁判所に提出し、合わせて保証金（bond）を収めることで、裁判所に下記の措置をとることを請求することができる」としている（特許法第1章第44条A）。

- ・ 侵害行為の停止
- ・ 侵害の対象となる製品の差押え
- ・ 侵害行為に関連する証拠の保全

なお、特許権保有者は、被告に通知することなく、侵害行為の訴えを行う前に裁判所に対して保証金を提出することで、上記のいずれかの措置を取るよう、裁判所に求めることができるとされている。その際、裁判所は、以下の三つの要素を検討し判断する（同条B）。

- ・ 特許が侵害されていること
- ・ 侵害行為が今にも起ころうとしており、回復困難な被害が発生するかどうか
- ・ 証拠が消滅するか害されるリスク

一方、被告は、裁判所に対して保証金を提出することで、企業、工場、関連事業所の閉鎖等の予備的手続の停止を求めることができる。この決定に対しては、通知日の8日以内であれば控訴裁判所に控訴できる。なお、控訴裁判所の判決が最終判断となる（同条C）。

さらに、裁判所は、侵害物及び特許侵害に実質的に使用された材料や道具の押収、当該物品の廃棄若しくは非商業目的での処分を命じることができる（同条F）。

(ix) イラクにおける特許保護の留意点

【実施の範囲について】

イラク特許法は、特許要件を「産業上の利用可能性、新規性、進歩性」とし、製法と物の特許を認めており、日本特許法と類似している。しかし、イラク特許法における「実施」は、製造 (making)、利用 (exploiting)、使用 (using)、販売目的での提供 (offering for sale)、販売 (selling)、及び輸入 (importing) を言う (特許法第 1 章第 12 条)、のに対し、日本特許法における「実施」とは、「物の発明」の場合、特許対象の物を生産、使用、譲渡、輸出又は輸入する等の行為、また、「物を生産する方法の発明」の場合、対象となった生産方法により物を生産したり、その方法により生産した物を使用、譲渡、輸出又は輸入する等の行為とされている (日本特許法第 2 条第 3 項)。

このように、イラクにおける「実施」には、我が国における「実施」行為のうち、譲渡、輸出が含まれていない点に留意する必要がある。ここでいう「譲渡」とは、特許権の権利の一部又は全部を他の人若しくは法人に譲ることであり、イラクでどのように扱われるのかについて注意が必要であろう。

【審査手続の遅延について】

出願書類は、標準品質管理中央組織の下に位置している特許部に提出するが、権利付与までに長期間要する点に留意する必要がある。我が国を含め、途上国でも見られるような早期の審査を求める早期審査請求ができる仕組みは見当たらない。

【実体審査について】

特許出願後は、実体審査の必要性について評価されるとされているが、その判断基準や実体審査の実施者・機関については明確にされていない。特許の審査制度が不明瞭なことは、例えば、イラクで権利行使を行う場合や、他社の特許に対して異議申立等で争う場合に関して、イラク国内でどこまで適切かつ公平な特許技術判断ができるのか、そのための仕組みと体制があるのかとの疑問に繋がる。

【特許の共同出願について】

共同出願等の規定は見当たらない。そのため、イラクで現地企業と共同で技術開発や改良を行う場合には留意が必要になる。つまり、改良特許等について、現地企業により単独でイラクにおいて特許出願がされてしまうおそれがあり、企業活動に不利益をもたらすことになる。

【強制実施権について】

イラク特許法では、強制実施権が設けられている (特許法第 1 章第 27 条～第 30 条) ため留意が必要である。これは、イラク政府の権限により、国家防衛、国家緊急事態、公共の利益の必要に応じ、特許権保有者の承諾を得なくても当該特許の使用を可能にする制度である。

【その他】

一般的に、イラクにおける特許法は、特許要件については我が国と大きな違いはないものの、

実務レベルでは、運用面で多くの問題がある。今後の我が国からの技術移転等の促進に伴い、特許技術の適切な保護が重要になり、知的財産、特に特許は、権利化のみならず権利行使やライセンスを効果的に行うことが企業にとって重要になるが、現在のイラクでは、各論はさておき特許制度そのものが未だ未整備であるといわざるを得ない。そのため、企業としては、技術の流出や侵害のおそれのある特許についてはリスクを避けるために移転を控える、あるいは契約により縛りかける、高いロイヤルティを設定する等の対応をとることを検討すべきと考えられる。これらは、今後イラクが海外直接投資や技術移転を促進するにあたり、早急に取り除かなければならない大きなバリアである。

(b) 意匠

イラクにおいて、意匠については、CPA 命令第 81 号によって改正された特許法第 2 章で規定されている。イラクで意匠登録を担当する省は、計画開発協力省である。

(i) 意匠登録を受ける者

創作者及び一般承継人が意匠登録を受けられる。

(ii) 登録要件

登録要件としては、「新規性」又は「独創性」のいずれかがあればよいとされている（特許法第 2 章第 36.2 条の 2）。我が国における意匠法の要件の一つである「工業上利用可能」要件は含まれていない。

なお、下記に該当する工業意匠又は工業モデルは、新規性がなく登録が認められないとされている（特許法第 2 章第 36.2 条の 3）。

- ・ 出願前に公衆に対し展示、表現、又はその使用が表現されていた場合（ただし、イラクと相互主義をとる国において出願された後に公衆に対し展示・表現された場合、国内又は国際博覧会で展示された場合、イラクで出願日以前 6 ヶ月以内に会議や科学雑誌において公衆に公表された場合は除く）
- ・ 先行工業意匠若しくは工業モデルと非本質的な相違しかない場合、又は前に登録された工業意匠若しくは工業モデルとは異なる種類の製品を対象としている場合

加えて、特許法第 2 章第 36.2 条の 4 は、意匠の登録出願で主に技術的、機能的な意匠は保護の対象にはならない、と規定している。

(iii) 審査手続

意匠の登録出願が提出された後、登録官によって登録簿へ登録手続が開始される（特許・工業意匠規則第 12 条）。登録手続が完了すれば登録書が発行され（同規則第 13 条）、その後、当該意匠は公報（Review）において公告される（同規則第 14 条）。

(iv) 意匠権

意匠権の保護期間は、イラクにおいて所定の年金が支払われていることを前提とし、意匠の登録書発行日から 10 年とされている（特許法第 2 章第 41 条）。

(v) 意匠権侵害について

特許権侵害の場合と同様である（上記 3 (2)②(b) (vii) 参照）。

(vi) その他

外国からの登録出願については、イラクの法定代理人を通さずに提出してはならない（同規則第 4 条）と規定されている。

(vii) イラクにおける意匠保護の留意点

【保護範囲について】

イラクにおける意匠権の範囲は、意匠に係る物品を製造し、販売し、輸入する行為に及ぶ（特許法第 37 条）。一方、日本意匠法は、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む）をする行為を「実施」としており（日本意匠法第 2 条第 3 項）、このうち、「譲渡」、「貸し渡し」等の行為は、イラクにおける意匠権の範囲には含まれていない点に留意する必要がある。我が国では、「見本を無料配布する行為も譲渡と考えられており、また、法律上請負と評価されるような対価を得て製造・納入する行為であっても譲渡にあたる（東京地判昭 40. 8. 31 判タ 185 号 213）」¹¹とされているため、イラクでこのような行為を行う場合は意匠の法的保護の範囲に含まれるかどうか明かでないことから注意が必要であると考えられる。

¹¹ 特許庁「意匠権の効力範囲の拡大」2 頁
(<https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/shingikai/pdf/isyou05/04.pdf>)

【審査手続について】

イラクでの意匠の登録出願の審査手続は様式審査が主であり、実体審査まで行われていない。審査手続については、特許・工業意匠規則に記載されているが、実体審査の規定は見当たらない。また、これは特法においても同様である。よって、イラクにおいて意匠は様式さえ満たしていれば、登録・権利化されると解される点で、我が国の意匠制度を異なることに留意する必要がある。

【部分意匠・関連意匠について】

イラクでは、我が国が定めるような部分意匠や関連意匠の規定は設けられていない。そのため、イラクでは、一つの意匠に新規で独創的な創作部分が複数箇所含まれている場合、全体としてしか保護されない可能性があり、独創的な部分の保護には至らないものと推測できる。つまり、意匠全体を摸倣せず当該意匠の一部を摸倣しても侵害行為には該当しないと考えられるため、留意が必要になる。

さらに、イラクには関連意匠についての規定が見当たらないため、「一つのデザイン・コンセプト」から創作された複数のバリエーションの意匠について、同等の価値を有するものとして保護することができず、効率的な権利行使が行いにくくなると考えられる。対応としては、個別に出願することになる。

(c) 集積回路配置

(i) 概要

イラク特許法第3章の3第1条は、集積回路について、「少なくとも一つの能動素子を含む複数の素子及び結線の一部又は全部が、一片の材料の内部及び/又は表面に不可分の状態で形成され、かつ、電子的機能を果たすよう意図された製品で、最終形態であるか中間形態であるかを問わない。」と規定している。また、回路配置 (design) とは、「集積回路の素子又は集積回路の製作が特別に意図された三次元上の配置」と規定している。

同法第3章の3第18条は、集積回路配置保護について、外国人であっても、自然人であるか法人であるかに関わらず、イラク国民と同様の内国民待遇を与えると規定している。この規定は、TRIPS 協定に加盟していないイラクが、外国投資企業が有する集積回路配置に対して適切な法的保護を与えるために、あえて条文で明記したものと考えられる (特許、意匠、商標、非開示情報については、条文で内国民待遇を明記していない)。

集積回路配置の保護期間は、イラクにおいて登録申請された日から10年である。加えて、商業的利用日からの保護期間について、集積回路配置保護の保護期間は世界中のいずれかの場所で商業的に使用された日から10年とされている。しかし、当該期間は、当該回路配置の創作日から15年を超えてはならないと定められている (特許法第3章の3第11条)。

集積回路配置の登録は、産業鉱物省の集積回路配置登録局 (Registry of Integrated Circuit Designs) に対して申請しなければならない。なお、登録については、世界のいずれか場所で最

初に商業的に利用された日から 2 年以内に申請しなければならないとされている（特許法第 3 章の 3 第 3 条）。

(ii) イラクにおける集積回路保護の留意点

【登録申請前の商業的使用について】

集積回路配置については、我が国と同様の保護規定が制定されていると思われる。しかし、登録申請については我が国とイラクでは異なるため、留意が必要である。我が国の半導体回路配置保護法第 6 条は、「設定登録は、その申請の日から二年さかのぼった日前に、創作者等又はその許諾を得た者が業として当該申請に係る回路配置について第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる行為をしていた場合には、受けることができない。」と規定し、その特定の行為については、第 2 条第 3 項で「その回路配置を用いて製造した半導体集積回路（当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。）を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為」と規定している。一方、イラクでは前述したとおり、2 年以内であれば登録申請が可能とされており、商業的使用によって不受理になるとの規定はない。

【登録申請手続について】

イラクにおける集積回路配置の登録申請は、集積回路配置登録局に対して行う。規定では、その際に、回路配置、権利保有者、その住所、代理人証明書等の、手書きで作成した全ての書類の提出と登録が求められている（特許法第 3 章の 3 第 2 条）。しかし、申請書類についての詳細な規定や、審査プロセスは明確になっていない。なお、集積回路配置は、非常に複雑かつ高度に技術的あることから、我が国においては実体審査まで行っていない。集積回路配置保護は、CPA 命令第 81 号により組み込まれたものであり、改正の前提となった特許・意匠法並びに同規則には集積回路配置の記載は見当たらない。しかし、回路配置図を特許又は意匠として登録することは、実体審査制度がないことから十分可能であると考えられ、我が国企業がイラクで集積回路配置の登録を行う際にはこの点に留意しておく必要がある。

【国際条約と保護の関係について】

イラクにおいて我が国企業が保有する集積回路配置の法的保護根拠は、前述した通り特許法である。集積回路配置は、パリ条約の保護対象には含まれていないが、回路配置は特許や意匠でも保護される可能性があることをからすれば、日本企業であっても当該条約に基づき登録を行うことは可能であると考えられる。加えて、日・イラク投資協定に基づき、当該集積回路配置が「投資財産」に該当すれば、当該条約に基づきイラクでの保護が受けられるものと考えられる。

③著作権法 (Copyright Law and its amendment (1971))

イラクにおける現在の著作権法は、CPA 命令第 83 号によってそれまでの「1971 年著作権法

No. 3」を WTO の規定を遵守するために改正されたものである（以下、「著作権法」という。）。イラクで著作権を管轄する省は、文化省の知的所有局（the Intellectual Ownership Board）である。

(a) 保護要件

イラク著作権法第 1 条第 1 項は、「本法は、形式、表現方法、重要性、目的の如何を問わず、創作的な文芸、芸術、学術の著作物の著作者を保護する」と規定している。

(b) 保護対象

同法第 2 条は、執筆物（written works）、コンピュータ・プログラム（ソースコード、オブジェクトコード）に加え、口述、絵画や建築等の美術、演劇とミュージカル、音楽、写真及び映画、ラジオ及びテレビ、録音物、編集されたデータ等の著作物を保護対象としている。

また、実演家、レコード製作者、放送事業者等についても著作権法により保護される（著作権法第 34 条）。

著作物については、「登録」は著作権法による保護を受けるための要件になっていない。

(c) 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、創作の時に始まり著作者の死後 50 年、法人著作の場合は最初に公表された日又は最初に公衆に利用可能とされた日のいずれか早い方の日から 50 年を原則としている（著作権法第 20 条）。

(d) 経済的権利及び人格権

著作者が有する排他的権利としては、複製、翻訳・翻案・編曲、貸与（commercial rental）、販売・頒布（distribute）、輸入、伝達（transmit）行為が規定されている（著作権法第 8 条）。伝達行為については、リサイタル、講演、講義、展示、演技、ラジオ・テレビ放送、映画・有線又は無線による方法によって、個々に選択された場所から選択された時において公衆へ伝達することが含まれるとされている（著作権法第 8 条第 6 項）。よって、伝達行為には、インターネットによる配信等も含まれているものと理解できる。なお、イラク著作権法には、1971 年著作権法第 10 条で人格権が規定されているが、CPA 命令第 83 号では人格権の規定は見当たらない。

(e) 権利の帰属

イラク著作権法第1条第2項が、著作者について定義している。同規定は、発行された著作物に氏名が表示されている者、あるいは他の何らかの方法で言及されている者を「著作者 (author)」とみなすが、反対の証拠があればこの限りではないと規定している。変名で出版した者についても同規定が適用されるが、著作者が誰であるかが疑いの余地がない場合に限っている。

その上で、上記(d)で述べた通り、著作物の著作者が排他的権利を有すると規定されている(著作権法第8条)。また、CPA 命令第83条によって、第10条と第11条の間に職務著作についての規定が設けられている。

(f) 権利制限

イラク著作権法第13条は権利制限規定であり、著作者は、出版された著作物を私的使用目的であれば一部複製することを妨げないとしている。また、第14条では引用について規定されている。なお、CPA 命令第83号によって、第15条と第16条の間に「著作者の排他的権利の例外を、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利保有者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する」とする規定が設けられている。

(g) 著作隣接権

実演家、レコード製作者及び放送事業者を著作隣接権保有者として規定している(著作権法第34条)。

(h) デジタル環境

有線又は無線による方法によって個々に選択された場所から選択された時において公衆へ伝達する行為が著作権保有者の排他的権利に含まれている(著作権法第8条第6項)ことから、デジタル環境での著作物の伝達については規制されているが、デジタル媒体での複製についての明示的な規定は設けられていない。しかし、著作権法第7条において、著作権保有者が有する排他的権利として、著作物を公表するか否か、公表の方法を決定する権利に加えて、「著作権保有者が選択した任意の正当な方法によって著作物の利益を得る」権利が明記されており、同法第8条は、著作者は、複製、翻訳、貸与、頒布、輸入、伝達等の排他的権利を有し、何人も著者の許諾を得ずにこれらの行為を行ってはならないと規定している。なお、デジタル媒体についての複製は同法第7条の範囲に含まれると考えることもできよう。

(i) 著作権の登録

著作権登録についての明文の規定はない。1971年著作権法では寄託制度が設けられていたが(1971年著作権法第48条)、CPA命令第83号により一時停止状態になっている。

(j) 著作権集中管理団体

著作権保有者から著作権の委託を受けて利用の許諾、著作権使用料の徴収を実施する著作権集中管理団体の規定は見当たらない。

(k) 侵害行為

イラク著作権法第44条は、本法に定める権利が侵害された場合、著作者は相当の補償(compensation)を求めることができると規定している。また、補償額は、著作者の文化的地位、著作物の文芸、学術、芸術的価値、及び当該著作物を利用することで侵害者が得た利益等を考慮して決めるとされている。

著作権法第45条では、著作物の利用が無許諾であることを知っているか、そう信じるに足る合理的な理由がありながら行われた以下の行為については侵害行為とみなされるとされており、500万ディナール以上1,000万ディナール以下の罰金に処される旨が定められている。

- ・ 著作権侵害物の販売目的で提供、頒布又は貸与を行う行為
- ・ 何らかの手段で著作権侵害物を公衆に伝達(transmit)する行為
- ・ 著作物侵害品を材料として使用する行為
- ・ 著作物侵害品をイラクに持ち込み又は持ち出す行為

なお、累犯の場合には、5年以上10年以下の懲役及び1億ディナール以上2億ディナール以下の罰金、又はこのいずれかを科すと規定されている。また、当該侵害行為が確定すれば、裁判所は、侵害行為に使われた施設の閉鎖を命じることができるとされている。加えて、裁判所は、侵害複製物や侵害録音物、及びこれらの製造のために使われた用具、機器、設備の没収及び廃棄を命じることができると規定されている(著作権法第45条)。

また、裁判所は、著作権侵害に関連して、著作権保有者又はその相続人若しくは承継人からの申立てに基づき、差止めによる救済措置を命ずることができるとしている(著作権法第46条)。

(1) イラクにおける著作権保護の留意点

【イラクにおける著作権保護について】

イラクにおける著作権保護は、登録を要件としない点で我が国の制度と似ているが、著作権に関してイラク及び日本ともが加盟している条約が存在しないため、日本国内で創作された著作物がイラクにおいても自動的に著作権法上の保護が受けられるというわけではない点に留意する必要がある。そのため、例えば、我が国のコンピュータ・プログラムや音楽、映像がイラクで販売されていたとしても、それらが、日・イラク投資協定第1条第1項に定める「投資財産」に該当しない限り、著作権法による保護対象にはならないと考えられる。

【人格権について】

1971年著作権法第10条で人格権が規定されているが、CPA命令第83号では人格権の規定は見当たらない。なお、CPA命令は連邦法ではたいため、同命令がクルディスタン地域で有効かどうかは不明である。そのため、連邦法としての1971年著作権法は人格権を規定しており、CAP命令が当該規定を停止していたとしても、クルディスタン地域で人格権が認められる可能性は排除できない点に留意する必要がある。

【権利制限について】

著作権法第13条は、権利制限規定であり、権利者に許諾を得ていない場合であっても、私的使用の目的であれば、出版された著作物について一部複製を認めている。これは、著作物の種類・性質に関わらず、個人的な利用、つまり閉鎖的範囲内で使用するために、使用する者本人が複製することを認めているものと解される。この点は日本著作権法第30条第1項と同様であるが、イラク著作権法は、私的使用であっても無制限に複製を認めているわけではなく「一部」と制限を加えている。これは、ベルヌ条約上の「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しないこと」とする条件を厳密に満たす内容になっている。一方、日本著作権法では、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」とし（日本著作権法第30条第1項）、一般的には、その範囲は一家庭の人数を大きく上回らない程度と理解されている。このことから、イラク国内で活動する日本企業においては、イラクでの私的使用はかなり厳密に規定されているため、その使用範囲について、つまり、一部以上複製すれば侵害になるのか等について注意しておく必要がある。加えて、イラク著作権法での権利制限規定は、日本著作権法第30条が定める、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器、技術的保護手段による回避、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合については定めていない。つまり、デジタル環境下での著作権が有効に保護されているとは言い難い。

【侵害行為規定について】

著作権侵害行為規定である著作権法第45条第2項には注意が必要である。問題と考えるのは、著作物の利用が「無許諾であることを知っているか、そう信じるに足る合理的な理由」がある場合において、同条で定める侵害行為に対して罰則が科せられる仕組みになっているという点である。同条は、商標法第35条第4項と同様に主観的要件があることを前提にしているため、

外国で製造された海賊版がイラク国内で販売されていた場合に、著作権法第 45 条第 2 項に基づいて輸入業者、流通業者、販売業者を刑事摘発するためには、彼らが「それらが海賊版であることを知っていたか、海賊版であると信じるに足る合理的な理由」がなければならないが、この立証責任は原告側にあることから、立証が困難であることが予想される点に留意する必要がある。

(3) 技術情報（非開示情報／営業秘密）の契約上の保護

①イラク特許法における非開示情報の保護の根拠規定

非開示情報（営業秘密）は、CPA 命令 81 号により改正された特許法により、保護されている。

CPA 命令第 81 号第 1 章の第 29 項は、特許法第 3 章「第 54 条の後に第 3 章の 2 (Chapter Three bis) を追加し、非開示情報（undisclosed information）の保護について規定する。」としている。

(a) 非開示情報の概要

特許法第 3 章の 2 第 1 条は、以下の (i)～(iii) に該当する場合において、「自然人又は法人は、合法的に自己が管理する情報について、公正な商慣習に反する方法により、自己の同意なく、他の者に当該情報を開示され、取得され、又は使用されることを防止することができる。」と規定している。

- (i) 当該情報が秘密である（秘密とは、当該情報が、一般的に知られていないか、安易にアクセスすることができないという意味を持つ）。（非公知性）
- (ii) 当該情報が、秘密であることにより商業的価値を有する。（商業性）
- (iii) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための状況に応じた合理的措置がとられている。（保護管理性）

(b) 非開示情報としての科学物質

特許法第 3 章の 2 第 2 条は、以下のとおり規定する。

「新規化学物質を含む医薬品・農業化学製品の販売の承認のための相当の努力の結果として得られた秘密の試験データ又はその他のデータの提出を大臣が求める場合、大臣は以下の点を遵守しなければならない。

- a) 当該データ提出者の許諾を得ていない他の者が自己の医薬品及び製品の販売の承認のために提出されたデータに依拠することを禁止することにより、機密扱いされない商業的使

用から当該データを保護する。ただし、当該データ提出者が当該製品の販売の承認を取得した日から5年が経過したものは除く。

b) 以下の場合は、当該データは開示されることから保護されない。

i) 開示が公衆の保護に必要な場合、又は

ii) 大臣が、機密扱いされない商業的使用を確保するための必要な措置を認識する場合。」

②非開示情報の種類

イラクでの非開示情報には営業秘密と化学物質データがある。非開示情報の保護が営業秘密のみならず化学物質データを含むとされているのはイラクの特徴であると思われる。前述の通り、CPA 命令第 81 号を公布した CPA は、米国国防総省の傘下にあるイラク占領支配のために置かれた機関であり、米国の利益のために米国的な法律を導入しようとしたが、導入に時間が掛かるために採った暫定的な法規定ではないかと思われる。

つまり、営業秘密保護が不十分なために米国企業が強い医薬品・農業化学製品、特に農薬の営業秘密が流出することを防止する必要がある、これらを物質特許としてイラク国内で認めさせたかったが、イラク側の占領軍の命令を受けて支配するイラク統治評議会は物質特許をすぐに認めなかった（イラクは WTO に加盟していないために TRIPS 協定で認めている物質特許を認める必要はない）。そこで、妥協の産物として化学品の物質特許をとりあえず非開示情報として保護しようとしたのみならず、不十分な営業秘密の保護体制を補充させるために、5 年間でもよいので、新規化学物質のデータを大臣に提出して、当該データの流出の可能性がある場合に、大臣に事前に警告させる制度を導入させたのではないかと思われる。

そのため、特許であれば 20 年特許期間が認められるところ、非開示情報なのだとして 5 年間の保護期間で妥協したのだと思われる。当該データが一部流出したと判った場合に、事前警告をさせることで当該データが幅広く流出することが防げるうえに、営業秘密としての非公知性、商業性、保護管理性（上記 3 (3) ①(a) (i)～(iii)）のうち、非公知性、保護管理性が維持できるのである。

機密扱いされない商業的利用の場合とは、非営利組織による当該データの流出も認めない趣旨だと思われる。公衆を保護するための新規化学物質のデータの開示が違法でないのは、エイズ薬や健康被害農薬等で新規化学物質のデータの開示が必要となる場合があるからだと思われる。大臣に新規化学物質のデータを提出した上で大臣が事前警告を出す制度は、新規化学物質データを事前に営業秘密として登録させる制度ではない。新規化学物質のデータが流出したと判った時点で、データを大臣に提出すればよいからである。この点で、イラクの非開示情報保護制度は、インドネシア営業秘密法で採っているような、「営業秘密の保護を受けたいのなら、政府に登録せよ」という制度とは異なる。

③イラク・日本・米国における非開示情報の保護

イラクでの非開示情報の保護対象としての営業秘密の保護は、他国の営業秘密の保護と違い

はないと思われる。しかし、営業秘密の実効的な保護については日米間でも差があると言われている。

日本では、東芝の営業秘密が韓国企業に流出したとして、東芝と技術提携関係にあったサンディスクの元従業員が逮捕されている。日本では営業秘密は不正競争防止法で保護され、営業秘密を盗んだ相手は刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となる。営業秘密の三要件（秘密管理性、有用性、非公知性）について日本の経済産業省はガイドラインを作成しているが、従業員が記憶している情報や身につけたノウハウ・技術・人脈は、営業秘密に当てはまらないために保護されない。そこで、従業員が持つ頭の中の情報が転職先に流出しないように、企業は退職する技術者との間で特定する情報について守秘義務に関する契約を締結する方法が行われている。締結対象の情報を営業秘密とする方法である。

転職の多い米国で営業秘密の流出問題が少ないのは、転職先企業が営業秘密の不法取得訴訟を恐れて、前職で得た秘密情報は転職先で使用しない旨の契約を締結するためだと言われている。イラクで営業秘密を保護したい米国占領軍である CPA も、米国本国と同じように、転職先企業となる在イラク企業に前職で得た営業秘密は使用しない旨の契約をすることを期待しているだろう。そのような契約をイラク企業にさせるべく、米国企業は元従業員の転職にあたり営業秘密の不法取得があったとして転職先企業をイラクで訴えることはやぶさかではないだろう。日本企業もこのような米国企業のやり方に倣うとよいと思われる。

イラクを舞台に先進国で開発された技術を新興国企業が不正使用により模倣しては困るといのが、イラクでの営業秘密規定新設の大きな目的であるはずである。日本の不正競争防止法は、国外における営業秘密の不正使用を刑事罰で罰している。しかし、この国外犯の規定は、詐欺等の行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示されたときに、日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外で使用・開示等を行った場合に処罰されると規定していることに留意する必要がある。

住吉健一他『営業秘密管理の実務』（中央経済社、2011年）211～212頁は、次のように言う。

「管理状態が海外にあるものについては、不正取得されたものであろうが、正当に取得された後に不正に使用・開示されたものであろうが、日本の不正競争防止法では処罰されない。」

日本において管理されている営業秘密がイラクで使用・開示される場合の例を想定すれば、イラク向けプラント輸出において、日本企業のプラントのノウハウが、韓国ないし中国企業ないし別の日本企業といったライバル企業に使用・開示された場合が考えられる。

日本の国際私法の考えでは、国外における営業秘密の不正使用について、日本で民事上の差止め対象とすることができ、損害賠償請求することができるとしている。新日鉄住金の韓国ポスコを相手取った営業秘密の差止め・損害賠償訴訟は、日本の東京地裁に2012年4月19日に不正競争防止法に基づき提起されており、米国では、特許侵害に基づき訴訟が提起されている。日本で特許侵害ではなく不正競争防止法に基づく訴訟を提起したのは、日本における特許侵害訴訟では原告勝訴率が低いからだとも言われている。

ポスコは、東京地裁で、「日本の裁判所は管轄外。製造拠点等がある韓国での審理が妥当」と主張し、「新日鉄住金が求めた損害賠償に関連して、韓国中部の大邱地方裁判所で同社を相手取

り、債務の不存在を確認するための訴訟を 2012 年 7 月に提起している。」¹²ことを明らかにした。

国際私法の考えによれば、営業秘密侵害に係る損害賠償請求訴訟は不法行為に関する訴えであるので、不法行為地が裁判管轄地となり、日本に裁判管轄はないように見える。しかし、「不法行為に関する訴え」（日本民事訴訟法第 3 条第 3 項第 8 号）には、「不法行為があった地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。）」とあり、日本不正競争防止法第 2 条第 1 項第 7 号から第 9 号までの行為類型においては、「行為」そのものが行われた地が日本国内にあるとは言い難い場合が多くとも、「日本国内で発生した侵害行為の結果」に係る部分の訴えは、上記規定により裁判管轄が認められるはずと考えるようである。そうである限り、差止請求は損害賠償請求より認められにくくても、損害賠償請求と併合して提訴している以上、裁判管轄は認められると考えられる。

さらに、日本の関税法にも問題があると相澤孝一橋大学教授は、2014 年 3 月 24 日付日本経済新聞『経済教室』において主張している。外国において不正使用された営業秘密により生産された物品の輸入禁止の規定が日本の関税法にはないことが問題だという。そこで、相澤教授は、単に関税法を改正して追加するのみならず、税関が輸入者に生産方法の開示等を要求できる制度が必要であるし、日本の裁判所によって外国での不正使用に対する損害賠償命令を出すようにすべきだと、主張している。米国では、外国で不正使用された営業秘密により製造された物品の輸入について、米国国際貿易委員会が輸入差止命令を出す制度があり、それが TRIPS 協定の水際措置規定に繋がっていると相澤教授は言う。

イラクの営業秘密保護規定を CPA が立法したのは、営業秘密が、日本のようにではなく、米国のように実効的に利用保護されることを期待したゆえだろう。新規化学物質のデータを大臣に送付して、当該データの流出の可能性がある場合に、大臣に事前に警告させる制度を導入させたのは、イラクにおける営業秘密保護が不十分であるのを見越した制度である。新規化学物質のデータ以外の営業秘密への保護が実質的な不十分であることは予想される。日本米国は政府・企業間で提携する必要があるし、営業秘密保護の実際を注視していく必要がある。

④イラクにおける非開示情報保護の実務

イラクにおける営業秘密の保護の実務はどうなるのだろうか。本法により、イラクで営業秘密保護を求める訴訟を提起することはできる。日本の不正競争防止法に基づき、日本において、イラクで行われた営業秘密保護を求める訴訟は認められるだろうが、日本の裁判所による差止命令、損害賠償命令をイラクで営業秘密を流出させた者に対して執行するのは困難と考えられ、イラク法による保護を求める訴訟を起こすのが現実的である。イラクの競争法・消費者保護法に基づきイラクでなされた営業秘密侵害行為を差止め・損害賠償を請求することは、明示的な根拠規定がないため困難だろう。

2010 年に制定されたイラク消費者保護法では、その目的を規定する第 2 条第 3 項に「商品の

¹² 日経新聞「Web 刊」（2012 年 10 月 25 日）http://www.nikkei.com/article/DGXNASDD250HI_V21C12A0TJ0000/

輸入、生産若しくはマーケティングのルールに反する行為」を取り締まるのも目的とされていることを理由として、消費者保護委員会に対し、営業秘密侵害行為は本目的に沿うから取り締まってくれとする主張も、論理的にはあり得る。しかし、企業間・企業と従業員間の営業秘密保護に、消費者の利益や安全を守ることを目的とする消費者保護法が適用されるだろうとするのは現実的ではないと思われる。

2010年に制定された前5章16条からなる「競争及び独占防止に関する法律（以下、「競争法」という。）では、営業秘密保護はなされない。競争法での規制規定は、カルテル規制、独占規制、不公正取引規制からなっている。不公正取引規制で禁止される行為類型は、対価差別と取引条件の差別的取扱い（競争法第10条第6項）、競争者との取引をさせない排他時要件付取引（同条第7項）、取引拒絶（同条第8項）、不当な高値購入（同条第9項）、抱合せ販売（同条第10項）、小売段階での販売価格や条件の不当な強制（同条第11項）、ダンピング販売（同法第11条第1項）であり、営業秘密保護に関する規定はない。

イラクにおいて特許法による営業秘密保護を求める訴訟を起こす場合に留意すべきことを述べる。まず、我が国の不正競争防止法第5条で規定しているような、逸失利益を損害額の推定の中で認めるという規定はイラク特許法にはないので、侵害された者による損害の立証が困難であることは留意すべきである。

また、同法第6条のような、侵害者が侵害を否認する場合は自己の具体的態様の明示義務があるとする規定も、イラク特許法にはない。そのため、侵害者が、具体的態様の内容に営業秘密が含まれている場合や具体的内容が不存在である場合に、相当の理由があるとして具体的態様の明示を拒否できるという規定も存在しない。これは、侵害された者が、侵害を否認する侵害者に対して具体的態様の明示を主張する際に、訴訟技術上、有利に働く場合もあり得ると思われる。

第三者に営業秘密記録部分の閲覧をさせない、また裁判を非公開にするという日本で認められる民事訴訟上の手続がイラクにもあるのかについても不明である。営業秘密についてイラクでの保護を享受したい米国企業の主張や訴訟動向を注意深く見守る必要があると思われる。

2012年6月7日に調印され、2014年2月25日に効力が発生した日・イラク投資協定第19条は、知的財産権の保護について規定している。営業秘密も知的財産権なので、日本企業の営業秘密がイラクで漏えいし、イラクにある日本企業の投資資産、つまり在イラク日系企業の資産に悪影響を及ぼしていると認められる場合、同規定による保護をイラク政府に求められる。保護を求める主体は、本協定第16条によると、協定の運用の問題とする場合は日本政府である。まずイラクにおける営業秘密の漏えいにより在イラク日系企業の資産が害されているということを、当該日系企業の親会社で営業秘密を持つ日本企業・日本人が日本政府に申し立てる。日本政府がその事実を認めた場合、イラク政府に協議を要請し、イラク政府は速やかに協議に応じなければならない。本協定第17条は、保護を求める主体が投資家である場合も規定している。イラクにおける営業秘密の漏えいを防止する措置をイラク政府が採らないという協定義務の違反があるために投資家のイラクにおける投資資産が損失又は損害が生じていることは、本協定上の投資紛争にあたる。日本の投資家は本投資紛争の解決を求めて、直接イラク政府に協議を要請することができるのである。本協定第17条は、日本の投資家が、イラクにおいて行政的、司法的解決を求めることを妨げるものではない旨を規定している。つまり、本協定によ

らず、特許法違反であるとして、イラクでの営業秘密の漏えい防止をイラク政府に申立てることや、営業秘密を漏えいした者に対して損害賠償・漏えい差止請求訴訟をイラクの裁判所に提起することができるのは当然である。

協議の結果に基づき、イラク政府は在イラク日系企業の資産が害されている原因である営業秘密の漏えい行為を除去するために、イラクの関係法令に従い、適当な措置を採ることになる。

すなわち、営業秘密漏えいの概念・防止措置が日本とイラクで異なる場合、イラクで保護が認められるのは、イラク法令での概念・防止措置である特許法第3章の2第1条～第2条により保護される営業秘密である。両国での営業秘密の概念に大きな違いはなくても、イラク政府による営業秘密保護に関する法令を運用・執行する能力は必ずしも高くはないと予想される。イラクにおける営業秘密漏えいの防止措置について、日・イラク投資協定に過度な期待を寄せるのは危険であると思われる。

(4) イラク民法における技術移転契約

①イラク民法と技術移転契約

イラク民法典には、ベトナム民法のような知的財産権や技術移転に関する章はない。

イラク民法典の契約各論編での典型契約は、所有に関する契約、物の使用に関する契約、サービス利用に関する契約、保証に分かれている。技術移転に関する法律は、サービス利用に関する契約になると思われるが、サービスの利用に関する契約で規定する典型契約は、製造契約、公共ユーティリティ利権契約、委任、寄託の四種しか規定していない。

イラク民法典の物権編は、所有権と所有権に派生する権利が規定されているだけで、知的財産権に関する規定は特にない。イラク民法典の債権総論編では、不法行為が規定されており、技術の不正使用は不法行為の対象となると思われるが、法文に技術の不正使用といった文言はない。技術移転関連で留意すべき不法行為の規定としては時効（民法典第232条）がある。同規定によれば、不法行為の時効は被害者が知った時から3年、行為の時から15年である。技術移転関連では、契約総論にある、損害賠償の予約の規定（民法典第170条）が関係する場合がある。同規定は、損害賠償の予約契約は認められるが、予約見積額が過大な場合は減額されうるとの規定、損害額が損害賠償の予約額より大きい場合でも、債務者に欺罔・重大な過失がない限りは、損害賠償の予約額を超えた請求はできないとする規定である。

イラク民法典に、技術移転契約は文書にしなければならない旨の規定はない。しかし、特許法第3章の3第15条は、集積回路配置の権利保有者は、書面によるライセンス契約により、大臣に任命された集積回路デザイン登録官に登録することで、第三者にライセンスすることができる」と規定している。登録官は登録文書を秘密に管理保存しなければならないと規定している。一方、イラク特許法第3章の4第3条で規定する植物新品種の登録官による登録の規定では、植物種が登録を要する知的財産権であるにも関わらず、ライセンス契約は書面によれとの規定がない。単に、植物種の権利者のから第三者への譲渡、ライセンス等の登録においては、ライセンス契約における秘密性を考慮に入れ、植物新品種を担保に入れる場合等の使用の制限についても登録する、という旨のみ規定している。そして特許法第3章の4第18条では、植物種の

譲渡、担保権の設定等の手続と関連法律実務は大臣の発する命令により、その命令は公報に記載される旨が規定されている。植物新品種の書面によるライセンス契約の要不要は大臣の命令によるのである。

このように、イラクでは、登録される知的財産権に関する技術移転契約では、国家による保護を得られ易くするために書面による契約を行い登録する場合と、登録しなくてもよい場合とがあり得るが、ライセンス契約は書面により行った方が良いとは言えそうである。

②イラクにおける技術移転契約における留意点

イラクにおける技術移転契約での留意点を、イラクで考えられる技術移転契約のパターン別に以下にまとめた。

(a) イラク企業に生産委託する場合（直接投資ではない）

イラク自動車公団に生産委託を Scania（スウェーデン）は 2009 年よりトラックを生産委託し、BYD（中国）は 2013 年より乗用車の生産委託契約を締結済みで、Renault（フランス）は 2014 年にトラックの生産委託をする計画がある。同自動車公団は 2013 年に工場を拡張済みで、他の外国車の生産受託もしたいとしている。同自動車公団に生産委託した外国メーカーのイラクにおける国内販売は、同公団と無関係に別のイラクの民間企業とディーラー契約を締結している。Scania の場合は、エルビル拠点の企業がディーラーとなっている。

生産委託契約内での技術移転契約とディーラー契約内での技術移転契約を明白に分ける必要がある。イラクの生産受託先が、外国の委託先から得た営業秘密を他の同種の生産受託において転用する可能性があるからである。また、生産受託先とディーラーの間に資本関係がないことから、ディーラーへの技術移転は生産受託先への技術移転と別個に行う必要がある。

生産委託契約は、イラク民法典が規定する典型契約の一つである製造契約に該当するだろう。本製造契約は日本民法の請負契約に似ており、下請者を使っても良く、完成を前提とした契約である。イラク民法典第 2 編（契約各論）の第 3 部（サービスに関する契約）第 1 章（製造契約と公共物の利権契約）第 864 条～第 899 条に規定がある。

同法典第 869 条は、製造受託者が製造契約に違反した場合について以下のように規定する。

(1) 製造委託者は、業務の過程において製造受託者が瑕疵のある（間違った）方法により又は契約に違反して製造していることが明かされた場合、製造委託者により設定された合理的な期間内に製造方法を是正するように製造受託者に通知することができる。当該期間終了日においても製造受託者が正しい製造方法に改めない場合、製造委託者は、契約を解約するか他の者に製造委託することができる。その際に通常かかる製造に要する費用は違反した製造受託者が負担する。瑕疵ある（間違った）製造方法を改めることができない場合、製造契約は直ちに解約され得る。

(2) ただし、瑕疵ある（間違った）製造方法が業務の価値の著しい減少を招かないか、当初

の使用目的に沿っていた場合は、契約を解約できない。

この規定は、営業秘密の保護に使える可能性がある。製造契約における製造方法の規定の中に営業秘密の内容を規定しておけば、製造受託者が行った営業秘密の流出は間違った製造方法に該当し、警告を通知という形で行うことができ、製造受託者との製造契約の解約事由になり、他の製造受託者と製造契約を締結する際の費用の補償要求の事由になりうる。また、民法典第882条は、製造受託者は下請者を使ってもよいが製造委託者が責任を負うと規定する。下請者を通じて営業秘密が流出することもあるので、製造方法の規定の中で、下請者を通して営業秘密が流出した場合は、製造受託者が製造方法違反として責任を負うことも規定しておくべきだろう。

営業秘密を流出すれば製造契約自体が解約されるという事実は、営業秘密流出を自己規制する役割を果たすだろう。製造受託者に他の製造受託者と製造契約を締結する際の費用の補償を要求しても実際の支払いは期待できないが、製造委託者による補償金請求の可能性は製造受託者が解約に伴う補償金を請求する可能性を低くするだろう。

(b) その他の技術移転の場合

その他の技術移転のパターンとして、以下が具体的に考えられる。共通して言えることは、技術移転先の技術水準とモチベーション別に技術移転の方式を変えて技術移転を成功させる必要があるということである。技術移転契約によりロイヤルティで稼ぐ方式だけでは、技術移転は成功しない。技術移転先にある程度技術水準があり、やる気もある場合（多くのLDC諸国でのアパレル縫製業等）、技術移転契約は締結せず、技術指導契約を締結し、前払いで技術指導者を一定期間派遣する方式の方が成功する。技術指導・機器修理法を示したビデオやマニュアル・手順書・設計図のみを売ることによって技術指導が完了する技術移転もあり得る。そこに一部補修機材や予備の部品を輸出する必要が生まれる場合も多いのである。

以下、具体的な技術移転のパターンに応じ、イラク特有の技術移転問題がある場合のみコメントする。

(i) イラク企業を代理店として輸入機器を販売するのみならず、同代理店にアフターサービスをしてもらう場合（販売FDIを設立する場合も設立しない場合もある）

医療機器、建設機器、工場制御機器、環境保全機器のイラク向け販売がこのパターンに該当すると考えられる。代理店でのアフターサービスについての技術移転契約では、ロイヤルティの水準とアフターサービスにおける技術移転義務の相克が問題になる可能性がある。ロイヤルティを高くするとアフターサービスをきちんとやってくれる代理店が少なくなり、逆に、技術移転保証をせよと要求してくる。代理店を複数使い、技術移転義務ばかりの要求が強くなるようにする必要がある。

中東・EU・ベトナムにある代理店保護法はイラクにはない。そのため、約定期間の到来によ

る代理店契約の解除にあたり、補償金を支払う義務はない。しかし、補償金を支払う義務はない旨を契約に規定しておくことは必要である。代理店が代理期間内に築いた顧客データという営業秘密が契約解除により外国企業（本人）に移転するので、その対価を支払うよう元代理店が請求することがあり得るからである。

(ii) イラク国有企業等のプラントを改修するか新規納入する場合

製油所施設、港施設、水処理・灌漑施設、生産国有企業施設等が該当すると考えられる。技術移転契約中で、生産・保持・補修ノウハウが供与されることがあり、このノウハウのライセンス期間が終了した後の秘密保持義務を課すことの妥当性が問題とされることがあり得る。

論理的・法的には、契約終了後に営業秘密が開示されるとライセンサーが不利益を受ける可能性があり、公正競争を阻害しないのだから、契約終了後も営業秘密を保護すると言えるだろう。しかし、ライセンス期間を超えてまで保護するプラントの生産・保持・補修ノウハウがあるかといえば、そうでない場合が多いと思われる。保持・補修ノウハウの価値はプラント技術性能の技術革新が速いので急速に劣化するのみならず、相手は買い手として交渉力がある国有企業等だからである。契約期間後の営業秘密保護義務規定を置くことに拘らず、ライセンス期間を長くするかロイヤルティを高く取る交渉を優先すべきだと考える。

もちろん、技術に関する権利が消滅した後においても、当該技術の利用を制限することは、技術の自由な利用を阻害するとして契約一般の法原理から違法とされるか、競争法違反の不正な取引制限となる。ただし、ライセンス料の支払いが分割払いないし延払いであり、たまたまその支払い時期が技術に関する消滅後だったに過ぎない場合は違法とされないのは当然である。

(iii) イラク企業に販売・サービスのライセンスをする場合

消費財・サービスで該当する可能性がある。ライセンサーが、固定した店舗を持たない独立したイラクのディストリビューターに対して非独占的販売権を付与し、日本企業が保有する商標権又は商標使用権についてライセンスする例が典型である。

ディストリビューターに販売促進義務を課す代わりに、マニュアルの提供、販売の指導研修・援助の義務を規定することになる。ライセンサー側の負担限度とディストリビューター側の研修費用の負担、負担額、支払い時期、支払い方法につき明確に規定しておく必要がある。ライセンサー側の負担が低いので販売促進義務が果たせないのだというクレームを、ディストリビューター側にさせないためである。

ライセンス契約中で、ディストリビューターに、(ア)ライセンサーの営業秘密保持義務、(イ)顧客データの安全管理措置義務、(ウ)第三者や他のディストリビューターがライセンサーの商標に関する権利侵害ないし侵害し得ることを認識した場合の、ライセンサーへの告知義務をそれぞれ課すことが必要である。

(イ)はライセンサーが個人情報漏えいで信用を毀損することが無いようにするための措置で

ある。イラクには個人情報保護法がなく責任を問われることはないからといって、本規定を置かないと、企業信用が失墜するおそれがある。特にイラクでは、日本企業の製品・サービスに対する信頼は政府、企業、個人の間で非常に高い。ライバル企業となる韓国、中国、トルコ企業の中には、日本企業の信用失墜を、自らのブランド力をイラクで高める絶好の機会と考えている企業もあり得ることに留意すべきである。そのような企業にとっては、日本企業の代理店からその顧客情報を漏えいさせて自らの情報とすることによる直接的な利益のみならず、敵失による間接的な利益も得られる。特に、イラク政府・裁判所の能力不足で、漏えい先の特定ができて漏えい経路が不明のままという事態になれば、直接的な利益が失われることはないの、情報漏えいへの働きかけすらあり得ると思われる。(ウ)は、外国企業がイラクでの商標違反の事実を把握しにくいことと、ライセンシーの直接的な利益に関係することからくる措置である。

(iv) イラク企業・農民に農業技術移転をする場合

種子販売や輸出用農業加工で該当する可能性がある。水・灌漑施設の供給が成功の鍵となり、外国輸出販売業者のみの力では成功はおぼつかなく、イラク政府の予算措置や外国政府の ODA 等との連携が欠かせない。

(v) 生産 FDI を設立して生産技術を技術移転する場合

外国企業が自ら出資者となり経営権を持つので、技術移転のプロセス、モニタリング、技術移転の改善、そして、移転技術による利益への貢献度合いが明確に測定できる。

(vi) 技術移転先による違い

国有企業向けと民間企業向け技術移転契約で、規制が異なる可能性もあり得る。国有企業調達としての規制がある可能性があり、国有企業関係法と政府関係契約の登録で法的規制もあるかもしれない。しかし、政府契約施行令（2008 年政令第 1 号）が規定する、政府及び公共部門が締結する政府契約の原則においては、技術移転契約については、各別の規定はない。

イラクの政府ないし国有企業が、調達する製品の仕様を定めて入札の方法で発注する際、ある技術に権利を有する者がイラク政府ないし国有企業を誤認させ、当該技術によってのみ実現できる仕様を定めさせることにより、入札に参加する事業者は当該技術のライセンスを受けなければ仕様に合った製品を製造できない状況の下で、他の事業者へのライセンスを拒絶し、入札への参加ができないようにする行為があり得る。このような行為は、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当するので、イラク競争法違反に問われると思われる。具体的には、同法第 10 条第 5 項の「競争入札における・・・結果的に不公平な競争及び独占となることを当事者が当初から知って行う行為」に該当すると思われる。本規定は本来入札談合を規制する規定で

あるが、上記のような行為にも類推適用されると思われる。

本判断をするに当たっては、日本の公正取引委員会が定めた「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(2007年9月28日公表、2010年1月1日改正)第3の1(1)エの規定が参考になる。

「(1) 技術を利用させないようにする行為

・・・以下のように、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反する行為と認められる場合には、権利の行使とは認められず、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、技術を利用させないようにする行為として私的独占に該当することになる。・・・

エ 多数の事業者が製品の規格を共同で策定している場合に、自らが権利を有する技術が規格として採用された際のライセンス条件を偽るなど、不当な手段を用いて当該技術を規格に採用させ、規格が確立されて他の事業者が当該技術についてライセンスを受けざるを得ない状況になった後でライセンスを拒絶し、当該規格の製品の開発や製造を困難とする行為は、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する。公共機関が、調達する製品の仕様を定めて入札の方法で発注する際、ある技術に権利を有する者が公共機関を誤認させ、当該技術によってのみ実現できる仕様を定めさせることにより、入札に参加する事業者は当該技術のライセンスを受けなければ仕様に合った製品を製造できない状況の下で、他の事業者へのライセンスを拒絶し、入札への参加ができないようにする行為についても同様である。」

(5) イラク競争法と技術ライセンス契約

①技術ライセンス契約における競争制限的行為

技術ライセンス契約における競争制限的行為として、グランドバック条件、有効性の不爭条件、強制的な一括実施許諾等がある。イラク競争法では、これらの技術ライセンス契約における競争制限的行為を具体的に規定することはしていない。また、日本の公正取引委員会が出しているような指針もない。

しかしイラク競争法は制限的な取引行為を規制している。同法第10条は、禁止行為を列挙し、その第11項は、「対象者を競争において有利にする目的あるいは害する目的をもって個人や当事者又は双方に対し、販売や購入の価格や条件を正当化されない方法で強制すること」を禁止している。同項が技術ライセンス契約における競争制限的行為を禁止する根拠規定になると思われる。また、強制的な一括実施許諾が、同条第10項により禁止される行為「他の商品及び物品を購入するために、物品や役務の提供を停止すること又は特定の数量を購入すること又は他の役務に付随して購入すること」に該当する場合もあり得ると思われる。強制的な一括実施許諾が拘束条件付き抱合せ販売であるとみなされれば、同項の「他の商品及び物品を購入するために・・・他の役務に付随して購入すること」に該当すると考えられるからである。

同法第7条第6項は、「競争及び独占の防止に関する評議会（以下、「競争評議会」という。）は、ユーザーに対し、独占や企業結合、制限的な取引行為に関する全ての事柄に関し、指導を行う」と規定する。また同条第3項は、競争評議会は、「競争の規律に違反する情報並びに取引慣行を発見し、関係機関と協力して法律の条項に則って独占を防止する」と規定する。すなわち、技術ライセンス契約における競争制限的行為は、同条第8項の「制限的な取引行為」とされて、競争評議会の指導を受けることが有り得る。また、同条第3項の「競争の規律に違反する取引慣行」とされ、関係機関と協力しての防止の対象になる場合もあり得る。

競争評議会の構成は、同法第4条に規定されている。関連官庁（鉱工業省、商務省、通信省）の局長、標準化及び品質管理中央庁と開発協力・経済企画省を代表する専門学位を有する者、そして、以下の団体を代表する者として五団体が列記されている。文字どおりとすれば、競争評議会は、三人の局長、標準化及び品質管理中央庁と開発・経済企画省を代表する二名、団体を代表する五名の十名により構成されることになる。この五団体は、商業会議所及び工業会議所の連合会、イラク産業連合会、消費者保護委員会、イラク会計士監査人協会、競争評議会議長が指名する経験と能力のある者である。

技術ライセンス契約における競争制限的行為によって損害を被ったと考えるイラク企業・自然人は、商業会議所及び工業会議所の連合会ないしイラク産業連合会を代表する者にアピールするだろう。中央官庁を代表する評議会委員は、技術ライセンス導入自体を産業政策として歓迎するかもしれないが、商業会議所及び工業会議所の連合会ないしイラク産業連合会を代表する者は、政府が歓迎する技術ライセンスであっても、その契約内容に競争制限的な条項があると競争法により規制したいと考えるだろう。十名の評議会委員の半数が官僚だが、後の半数は官僚ではないことを考えると、技術ライセンス契約における競争制限的行為は認定されやすいとも言える。

②TRIPS 協定が規定する反競争的なライセンス契約条項

TRIPS 協定第40条第2項は、ライセンス契約において、反競争的な知的財産権の濫用のケースとして、排他的なグラントバック条件、有効性の不爭義務、強制的な一括実施許諾等の三例を挙げ、これらを制限・規制するために、加盟国は国内法措置を採ることができると規定する。イラクはWTO加盟国ではないが、将来の加盟国であることは確実であり、反競争的なライセンス契約条項案をイラクのライセンシーに提示して、その反感を買うことは得策ではないと思われる。そこで、これら反競争的な知的財産の濫用とみなされない規定の仕方をイラクのビジネス環境に即して考えてみる。

③技術ライセンス契約で正当化されるグラントバック条項

「制限的な取引行為」の具体例は競争法第10条第11項において特に禁止される事項が参考になる。「対象者を競争において有利にする目的あるいは害する目的をもって個人や当事者又は双方に対し、販売や購入の価格や条件を正当化されない方法で強制すること」は、同項におい

て特に禁止される「制限的な取引行為」である。グランドバック条件、有効性の不爭条件、強制的な一括実施許諾が、正当化されない方法で強制されればこの規定の違法となる。

正当化される方法で購入価格や条件等を規定することが必要となるが、正当化される方法かどうかを判断する上で、上述した日本公正取引委員会が定めた2007年「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」が役立つと思われる。この指針を参考に競争制限的行為が正当化される場合を考えてみる。

グランドバック条件で正当化される方法とは、以下の場合だろう。

- (a) ライセンシーが開発した改良技術が、ライセンス技術なしには利用できないものである場合に、当該改良技術に係る権利を相応の対価でライセンシーに譲渡させる方法
この方法が正当化されるのは、ライセンシーがグランドバックすることで相応の対価を得ていることのみならず、ライセンス技術を前提として改良技術が出来たのにも関わらず、改良技術をライセンシーが独占するのは不当であるからである。
- (b) ライセンサーがライセンシーから改良技術を非独占的にライセンスする方法
(b)が正当化されるのは、ライセンシーは改良技術を他の事業者自由にライセンスできるからである。ただし、改良技術のライセンス先には、ライセンサーのライバル企業や他のライセンシーは入らないと制限すると、改良技術の自由なライセンスが制限されたことになり、競争法第10条第11項の「正当化されない方法で強制された」場合に該当することになり得るとと思われる。
- (c) ライセンシーが開発した改良技術がライセンサーの技術なくしては利用できない場合に、他の事業者がライセンスする際にはライセンサーの同意を得ることと規定する方法
(c)が正当化されるのは、改良技術がライセンサーの技術なく利用できないのであれば、ライセンサーの同意を得る方法は自由なライセンスを制限する正当化されない方法とまでは言えないからである。

④技術ライセンス契約で正当化される有効性の不爭義務

技術の有効性の不爭義務が制限的な取引行為になるかについての具体的な規定は、イラク競争法にはない。この判断に当たっても、日本公正取引委員会が定めた2007年「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」にある非係争義務規定が参考になるとと思われる。同指針第4の4(7)は、次のように規定する。

「(7) 不爭義務

ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンス技術に係る権利の有効性について争わない義務（注14）を課す行為は、円滑な技術取引を通じ競争の促進に資する面が認められ、かつ、直接的には競争を減殺するおそれは小さい。

しかしながら、無効にされるべき権利が存続し、当該権利に係る技術の利用が制限されることから、公正競争阻害性を有するものとして不公正な取引方法に該当する場合もある（一般指定第12項）。

なお、ライセンシーが権利の有効性を争った場合に当該権利の対象となっている技術についてライセンス契約を解除する旨を定めることは、原則として不公正な取引方法に該当しない。

（注14） 「権利の有効性について争わない義務」とは、例えば、ライセンスを受けている特許発明に対して特許無効審判の請求を行ったりしないなどの義務をいい、ライセンシーが所有し、又は取得することとなる権利をライセンサー等に対して行使することが禁止される非係争義務・・・とは異なる。」

不争義務があることにより、円滑な技術取引がなされ、競争の促進に資する面が認められることも多い。そのような不争義務規定で直接的に競争を減殺するおそれが小さいと認められる場合、イラクでも正当化される競争制限行為であると認められると思われる。イラクにおけるライセンシーが特許権の有効性を争った場合に当該権利の対象となっている技術についてライセンス契約を解除する条項を定めることは、不公正な取引方法に該当しないと考えられる。

ただし、「ライセンシーは、特許の有効性を直接又は間接に争ってはならない。」との書き方は、ライセンシーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害する可能性が高いため、不公正取引だと見られてしまいかねないことにも留意する必要がある。「無効にされるべき権利が存続し、当該権利に係る技術の利用が制限される」とみなされるからである。「ライセンシーが直接ないし間接的に特許の有効性を争う場合、ライセンサーはライセンス契約を解除できる。」ということのみ不争義務として書く方が、競争法上の問題を起こさずに済み、望ましいと言える。

⑤技術ライセンス契約で合法とされる強制的な一括実施許諾条項

強制的な一括実施許諾について、日本の公正取引委員会は、1989年2月15日に公表した「特許・ノウハウライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準」で要旨において以下のように説明している。

「強制的な一括実施許諾とはライセンシーに対し、複数の特許について一括して実施許諾を受ける義務を課すことである。ただし、契約対象特許の効用を保障するために必要な範囲内で義務を課す場合を除く。強制的な一括実施許諾が反競争的な取引制限行為とみなされるのは、本制限が、拘束条件付き取引となみされるか、優越的地位の濫用とみなされるからである。拘束条件付き取引とみなされるのは、ライセンシーの技術の選択の自由を奪い、能率競争の観点からみて不公正な競争手段である場合および技術市場における競争を減殺するおそれがある場合である。他方、優越的地位の濫用とみなされるのは、本制限の結果、ライセンシーがその分高い実施料を支払わねばならなくなること、又は実施料の支払い期間を長引か

せることにより、ライセンサーが不当にライセンシーに不利益な取引条件を設定することとなる場合である。」

本運用基準は1999年7月30日公表の「特許・ライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」に統合・代替され、その後、2007年9月28日公表の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」に代替されている。しかし、強制的な一括実施許諾については本「運用基準」が一番丁寧にその不公正取引となる理由を説明しており、この考えは現在の日本での運用方針の基本となっていると思われる。

2007年「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」では以下のように示されている。

「強制的な一括実施許諾は技術の効用を発揮させる上で必要でない場合または必要な範囲を超えた技術のライセンスが義務付けられる場合は、一定の合理性が認められる以外は、ライセンシーの技術の選択の自由が制限され、競争技術が排除される効果を持ち得るので、公正競争阻害性を有するのであれば、不公正な取引方法に該当する。」

イラクにおける強制的な一括実施許諾についても、イラク競争法第10条第11項が禁止する、「販売や購入の価格や条件を正当化されない方法で強制すること」に該当すると思われる。また、強制的な一括実施許諾が、同条第10項の「他の商品及び物品を購入するために、物品や役務の提供を停止すること又は特定の数量を購入すること又は他の役務に付随して購入すること」の禁止行為に該当する場合もあり得ると思われる。強制的な一括実施許諾が拘束条件付き抱合せ販売だとみなされれば、同項の「他の商品及び物品を購入するために、他の役務に付随して購入すること」に該当すると思われるからである。

では、強制的な一括実施許諾で同条第11項により正当化される方法とは、何だろうか。また、拘束条件付き抱合せ販売だとみなされないためにはどうすれば良いのだろうか。

日本においては、「契約対象特許の効用を保障するために必要な場合」(1989年運用基準)、「一定の合理性が認められることが必要な場合」(2007年指針)となるが、その合理性の基準は具体的に示されていない。正当化される例及び拘束条件付き抱合せ販売とみなされない例について、フィリップスのCD-R・CD-RWの台湾企業に対する一括実施許諾契約に関する米国裁判所の判例が具体的に述べていると思われる。

一つ目の正当化される理由は、一括実施許諾された特許は必須特許のみからなると主張することである。必須特許のみならず代替性のある特許(非必須特許)も含めているとの主張を許さないことである。必須特許のみであれば拘束条件付き抱合せ販売とみなされることはおおよさない。

二つ目の正当化される理由は、パッケージに含まれるどの特許を用いるかはライセンシーの選択により、ライセンス料は特許の使用実績に関わらず一律であり、個別にライセンスをすると取引費用が高くなるので一括実施して効率性を図っているとの主張をすることである。どの特許を用いるかを選択することはできるがライセンス料は一律であるとの主張が認められれば拘束条件付きだとはみなされない。

二つ目の手法は、フィリップスのCD-R・CD-RWの一括実施許諾契約を受け入れた台湾企業ニ

社がライセンス料支払いを停止した際に、フィリップスが米国国際貿易委員会（ITC）との争いでなした主張である。2009年の差戻審において、米国裁判所は全てが必須特許であったので一括実施契約は合法であるとして一つの理由により判断し、フィリップスが勝訴した¹³。

イラクにおいても、この二つの手法のいずれかを主張してイラク企業ないし個人にライセンスの一括実施許諾を申し入れれば良いと思われる。特に、二つ目の理由のうち、個別にライセンスをすると取引費用が高くなるので一括実施して効率性を図っているとの主張は有効であろう。イラクのみならず全世界でライセンス契約を締結している日本企業にとって、イラクのビジネス環境を考慮した個別ライセンス契約をするための手間と暇はかかり過ぎであることが多い。全世界で一括実施許諾をしているので効率性が図れて、ロイヤルティが安くなっているとの説明をイラクのライセンス候補先にすれば良いと思われる。

グラントバック、不爭義務、強制的な一括実施許諾条項以外のライセンス契約条項で、イラク競争法第10条第11項が禁止する「販売や購入の価格や条件を正当化されない方法で強制すること」に該当すると思われるのは、非係争義務条項である。

非係争義務条項とは、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の特許権等をライセンサー又はライセンサーの指定する者に対して行使しない義務を規定する条項を指す。

非係争義務について、日本の公正取引委員会は、1999年「特許・ライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」第4の3(6)アで初めて取り上げ、不公正取引となる場合を以下のように示した。

(6) 非係争義務

「ア・・・ライセンサーが特許製品若しくは当該特許に係る技術の分野における有力な地位を強化することにつながることで、又はライセンシーの特許権等の行使が制限されることにより、ライセンシーの研究開発の意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することにより、市場における競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる（・・・拘束条件付取引に該当）。」

イラクでライセンシーに非係争義務を課す必要性は低いのではないと思われる。イラクのライセンシーの多くは研究開発意欲が低く、非係争義務を課すことにより、ライセンサーが特許製品において有力な地位をイラクで強化することになるとみなされる可能性が高いからである。ライセンシーの持つ特許があるのなら、クロスライセンス契約を結ぶ場合があると書いておいて、イラクのライセンシーの研究開発意欲を高めた方が得策と思われる。

¹³ 山根裕子「TRIPS協定下のライセンス規制：日本の経験をどう見るか」経済産業省特許庁『TRIPS協定整合性分析調査報告書について』（2013年3月22日）第五章158頁
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/24_5.pdf

4. 救済

技術情報等の知的財産権の侵害行為に対する救済として、主に税関、刑事、民事がある。

(1) 税関での救済

イラク関税法第3条は、輸出入により又は輸送中の税関を通過する貨物（製品）に対して本法が適用されるとしている。知的財産侵害品（模倣品、海賊版）については、輸出入禁止品扱いとなっている（関税法第29条）。関税法に違反すれば罰金（Customs fines）並びに差押え（confiscation）が適用されるが、これらは民事上の救済と位置付けられている（関税法第188条）。また、海外で登録された車輛のイラクへの一時的入国（関税法第141条）や外国の乗客向け車輛や自動二輪のイラクへの一時的入国（関税法第142条）等の違反に対しては、刑事罰が科せられる（関税法第189条）。密輸については第191条から第196条に記載されているが、知的財産侵害品についての明示的規定は見当たらない。

また、前述したとおり、イラクはパリ条約には加盟していることから、日本企業が有している工業所有権については税関で差止めができると考えられるが、著作権はパリ条約に含まれていないため、日本で創作された著作物をイラク税関で差止めることができるかどうかの法的根拠は不明である。

税関で侵害品を取り締まるためには、税関に対して当該商標や侵害製品等の情報提供を行う必要がある。イラクにおいては、かような税関登録については制度化されていない。そのため、企業は個別に税関に対して（自主的に）登録を行うことになる。

ところでイラクはTRIPS協定に対応した知的財産法を制定しているが、WTO加盟にあたっては、TRIPS協定第51条第1文を遵守しなければならない。当該規定は、WTO加盟国が、権利者の申立を受けて不正商標商品又は著作権侵害物品に対して通関停止措置をとるための措置を設けなければならない旨を規定している。よって、イラクはまず、WTO加盟申請を行っていることから、最低限の履行義務として商標権と著作権の侵害品に対する水際での措置を講じることが求められる。

なお、同条第2文では、これ以外の知的財産権（地理的表示、意匠、特許、集積回路配置、非開示情報）の侵害に伴う製品に対する措置を設けることができると規定されている。

(2) 刑事救済

いったん市場に入った知的財産権侵害品を取り締まるのが警察である。通常、警察は民間団体等の要請並びに協力を得て市場での取締りを行う。その場合においても、対象となるのは商標権と著作権が多い。商標についてはパリ条約があるが、イラクと日本は著作権において条約関係にないため、イラクで著作権登録（権利発生要件ではない）を行う等しないかぎり、そもそも権利行使の前提となる権利や根拠がない。

イラク刑法第 467 条は、欺瞞的商取引に関して、2 年以下の懲役及び 200 ディナール以下の罰金、又はこれらのいずれかを科すとしている。知的財産侵害品については、この欺瞞的取引として対応することができるものと考えられる。そして、知的財産侵害品に関しては、権利者等からの申請に基づき、裁判所は刑法第 117 条に規定する没収 (confiscation) 命令を出すことができる (商標第 35 条及び第 37 条第 1 項等)。しかし、イラク刑法には押収 (raid) に関する規定は見当たらないため、侵害行為抑止の観点からは不十分な制度であると思われる。

加えて、刑法第 476 条は、イラク法上の又はイラクが加盟している国際条約より保護される企業の権利の侵害に対する罰則を設けており、違反行為に関連した製品は没収されると規定している。なお、当該企業が所有する権利に知的財産権が含まれるとされている¹⁴。このため、本条文は、日・イラク投資協定に基づく「投資財産」としての知的財産侵害行為に対する措置を求める根拠となる。

さらに、イラク商標法第 35 条でも刑事罰が規定されている (上記 3 (2)①参照)。この刑事手続は、侵害された当事者あるいは検事によって裁判所に申請できる。その後、当該事件は裁判所から警察に連絡され必要な調査 (数週間～1 ヶ月程度) が行われ、その結果が裁判管轄権を有する刑事裁判所に送られる (判決までおよそ 2 年程度)。なお、留意しなければならないのは、刑事事件の当事者は、知的財産侵害行為に関わった個人あるいは企業であればマネジャーに対して、つまり個人になる。

(3) 標準品質管理局

標準品質管理局は、特許と工業意匠を担当する機関である。国際標準化機構 (International Organization for Standardization : ISO) の加盟国であり、製品の製品規格と品質を管理するため製品の安全衛生をモニタリングしている。

そのため知的財産権侵害品について、規格や品質の視点で問題があれば品質管理局に取締りを要請することは可能であるが、市場並びに水際での取締りの実効性については不明である。

(4) 民事救済

商標や特許等の知的財産を登録することは、当該権利の保有者であることの証明になり、これによって権利行使することができる。なお、商標の先使用者は、当該商標と同一又は類似の商標が登録されてから 5 年以内であれば、裁判所に対して異議申立請求をすることできるとされている (商標法第 21 条第 1 項)。

商標法による救済の詳細は、3 (2)①(h)「侵害行為と救済」、特許法による救済の詳細は、3 (2)②(g)「特許権侵害について」を、著作権法による救済の詳細については 3 (2)③(k)「侵害行為」を参照されたい。

¹⁴ “Anti-Counterfeitinf 2013—A Global Guide,” (ANF Law Office, 2013), PP. 115.

ところで、未登録の(権利化されていない)知的財産保有者は、不正競争(unfair competition)として争う以外にないと考えられる。不正競争の基づく手続は下記のとおりである¹⁵。まず、原告は、次の三つの救済を求めることができる。

- ・ 不正競争行為の停止
- ・ 不正競争行為によって生じる損害の防止
- ・ 損害賠償請求

裁判所は、何が不正競争に該当するかを判断する権限を有する。

¹⁵ Walid Nasser and Anthony Mrad, “Anti-counterfeiting 2013—A Global Guide” ANF Law Office , (2013), pp. 116.

5. 輸出入分野（関税法における通関に関する事項）

(1) 税関の役割と機能

イラク税関は、輸出入を管轄する機関として 1931 年に財務省の基に設立された。その後、1984 年に「General Commission of Iraqi Customs (GCIC)」に改名された¹⁶。現在、バクダッドに税関本部が設けられており、国内に四つの税関地区がある。

- 中央税関地区 (Middle Customs Zone : Baghdad)
- 南部税関地区 (Sothern Customs Zone : Basra)
- 北部税関地区 (Northern Customs Zone : Mosul)
- 西部税関地区 (Western Customs Zone : Anbar)

現在、イラクには 16 の国境に税関事務所が設けられている。

税関の目的は、国内、国際法に従い、イラク国家の保全、尊敬、威厳、栄誉を保護する意味において、国家歳入、国民を保護しつつ、人、モノ、輸送のイラクへの出入国を保証することとされている。当該目的を実現するために、下記の九つの機能を有する¹⁷。

- ① イラクへの出入国に関する乗客、モノ、輸送のモニターと管理
- ② 関税収入の保護と効率的徴収
- ③ 違法貿易、密輸や国境を越える組織犯罪との闘い
- ④ 経済及び貿易活動に関する策案と積極的参加
- ⑤ 貿易パートナーとの協働（政府、民間及びその他の関係者）による法と規則の適用
- ⑥ わいせつ物からの社会の保護
- ⑦ 税関職員に対する研修コースの設置
- ⑧ 国内産業と製造の保護
- ⑨ 貿易、管理業務、密輸及びその他の事項の統計データの準備

(2) 関税制度に係る主な事項

① 関税法

イラクの通関手続等を定める法は 1984 年の法律第 23 号である。同法により、イラクへ輸入又はイラクから輸出される製品には、1955 年の改正法第 77 号に基づき関税が課せられる。また、法律第 23 号は、組織的越境犯罪、密輸、密輸捜査、刑事責任に加え、輸出入禁止品 (contraband)

¹⁶ The Iraq General Commission of Customs (IGCC) と記載される場合もある。

¹⁷ Country Report For JICA Training Course, written by Jaafar Gumar Khwayyir Dalfi, Assistant Manager of Customs Headquarters, Baghdad (Dec. 2, 2013) P. VI-VII.

の没収、押収並びに当該行為を行った者に対して懲役罰が規定されている。

しかし、CPA による 2003 年及び 2004 年の CPA 命令第 38 号 (Reconstruction Levy) 並びに第 54 号 (Trade Liberalization Policy) により法律第 23 号及び関税に関する全ての法律の執行は停止されている。これらの命令により、5%の建国税 (reconstruction levies) が規定されているが、食料、医薬及び医療機器、衣服、書籍並びに人道的支援に関するものは対象外である¹⁸。

イラクは、2014 年 1 月より関税率の第一段階の施行が始まった。第一段階として、タバコやアルコール飲料を含む 106 項目の品目に対して 20%以下の関税がかけられている。その他の品目は 5%の建国税が適用される。今回の関税率改正は、イラクの WTO 加盟を睨んだ制度改革の一環である。なお、これらの関税は国境において課せられる (クルディスタン地域も同様である)。

②通関手続

イラクに製品を輸入する場合は、標準品質管理局について定めた 1979 年の法律第 54 号 (第 8 節第 3 号) に基づき、輸入する製品について事前検査が必要になる。なお、検査は、イラクの消費者、生産者、環境、公共安全と国内経済を非標準の製品から保護すると共に、品質が悪いや偽造品を規制することを目的として、標準品質管理局が認可した機関 (業者) によって実施される。当該検査は、下記の書類を揃えて標準品質管理局が認可した機関 (業者) に申請する。

- ・ 証明書の交付申請書 (Request for Certificate) : イラクの入国地を記載
- ・ 見積送り状 (Proforma invoice)
- ・ 信用状 (Letter of Credit) (場合により)
- ・ 適合性書類 (Conformity documents) (試験レポート、品質証明書、分析レポート等)
- ・ 会社の品質管理システム書類 (Company's Quality Management System documents) (ISO 9000、ISO 22000、ISO/TS 16949 等)

これらの書類が標準品質管理局が認可した機関 (業者) に提出されると、イラク標準及び技術要件 (Iraqi Standards and technical requirements) に従い確認作業が行われる。これらに適合していることが確認されれば、輸入 (業) 者は、確定送り状 (Final invoice) 及び運送書類 (Transport document) を提出することで適合証明書 (Certificate of Conformity) が発行される。当該証明書は、イラクへの輸入と通関に必要なものである。

ところで、イラクへの通関手続は主に書類準備、通関及び専門的管理、港湾及びコンテナ取扱い、内陸輸送及び取扱いがある。これらの手続に要する時間は、輸入業者が提出する書類の

¹⁸ "Iraq: Customs Reform and Modernization Strategy", Ministry of Finance, February 2014, P.1. 参照 : http://customs.mof.gov.iq/sites/default/files/IRAQ%20Customs%20Strategy_02.27.pdf

明確さと関連資料の分量に影響されるが、平均的な数字は下表のとおりである。例えば、輸出手続に要する日数は80日、費用は3,550ドルである。輸入手続に要する日数は82日で、費用は3,650ドルである。下記の図は、これらと比較したものである。イラクは、他の中東及び北アフリカ諸国と比べて輸出入の手続に約4倍に日数が係っており、当該手続には約3倍以上の費用が必要である。

項目	イラク	中東及び北アフリカ諸国の平均	OECD先進国の平均
輸出に要する日数	80日	19日	10日
輸出にかかる費用(コンテナ)	3,550ドル	1,083ドル	1,028ドル
輸入に要する日数	82日	22日	10日
輸入にかかる費用(コンテナ)	3,650ドル	1,275ドル	1,080ドル

(出所: World Bank Doing Business 2013 (IRAQ) p81)

下記は、輸出入に係る各手続ごとの所要日数と費用である。

輸出手続	所要日数	費用(US\$)/Container
(a) 書類準備 (Documents preparation)	50	1,050
(b) 通関及び専門的管理 (Customs clearance and technical control)	13	700
(c) 港湾及びコンテナ取扱い (Ports and terminal handling)	7	300
(d) 内陸輸送及び取扱い (Inland transportation and handling)	10	1,500
合計	80	3,550

(出所: World Bank Doing Business 2013 (IRAQ) p81)

輸入手続	所要日数	費用(US\$)/Container
(a) 書類準備 (Documents preparation)	50	1,150
(b) 通関及び専門的管理 (Customs clearance and technical control)	15	700
(c) 港湾及びコンテナ取扱い (Ports and terminal handling)	12	300
(d) 内陸輸送及び取扱い (Inland transportation and handling)	5	1,500
合計	82	3,650

(出所: World Bank Doing Business 2013 (IRAQ) p81-82)

下記は、通関に係る書類であるが、イラクでは10種類もの書類が要求される。一方、欧米諸国ではせいぜい2～3種類である。中東諸国では6～8種類程度の書類が必要とされている。

輸出用書類	輸入用書類
(a) 船荷証券 (bill of landing)	船荷証券 (bill of landing)
(b) 原産地証明書 ¹⁹ (certificate of origin)	原産地証明書 (certificate of origin)
(c) 商業送り状 (commercial invoice)	商業送り状 (commercial invoice)
(d) 輸出通関申告書 (customs export declaration)	輸入通関申告書 (customs import declaration)
(e) 輸出承認書 (Export License)	輸入承認書 (Import license)
(f) 検査報告書 (Inspection report)	検査報告書 (Inspection report)
(g) 梱包明細 (Packing list)	梱包明細 (Packing list)
(h) 出荷前検査の輸出通関用証明書 (Pre-shipment inspection clean report of findings)	出荷前検査の輸出通関用証明書 (Pre-shipment inspection clean report of findings)
(i) 規格と衛生証明書 (Technical standard/health certificate)	規格と衛生証明書 (Technical standard/health certificate)
(j) コンテナ取扱受領書 (terminal handling receipts)	コンテナ取扱受領書 (terminal handling receipts)

(出所：World Bank Doing Business 2013 (IRAQ) p82)

②クルディスタン地域における税関

クルディスタン地域の税関は、連邦政府ではなくクルディスタン地域政府の管轄による。当該地域においては、当該地域の法律や命令が適用され、歳入、関税収入等は当該地域政府の管轄内となる。クルディスタン地域におけるこのような状況は、1990年以降のサダムフセイン政権下のクルド人との紛争に由来している。サダム政権崩壊後も税関の現状は変わらず現在に至っている²⁰。

現在、クルディスタン地域税関は、イラク北部（トルコ、シリア国境地帯）の貿易を管轄している。このことから、イラクでは、二つの税関システムが存在することに留意する必要がある。つまり、海外からクルディスタン地域に輸入され通関した製品がクルディスタン地域からイラクの他の地域（例えば、バクダッド）へ搬送される場合は、新たにイラク関税法による手続を経なければならないことになる。

¹⁹ 原産地証明は、リストに付与し輸入国側の貿易会議所 (chamber of trade) の承諾が必要である。当該証明には、コード番号、発行日、品目、引受人住所、原産品、輸送手段、貨物数量、商標を記載しなければならない。原産地証明は、送り状にそのコード番号と日付を記載しなければならない。当該書類とサプライリスト共に、大使館の貿易代表 (trade attach) の承認を得なければならない。

²⁰ Country Report For JICA Training Course, written by Jaafar Gumar Khwayyir Dalfi, Assistant Manager of Customs Headquarters, Baghdad (Dec. 2, 2013) P. VI.

＜参考資料：法令翻訳＞

(1) 商標及び地理的表示法

商標及び地理的表示法

1957 年第 21 号改正

イラク国王、ファイサル 2 世は、

憲法第 26 条(a)項を吟味し、議会及び国会の承認を得て、ここに以下の法律を裁可しその公布を命ずる。

第一章 総則

第 1 条

この法律において、以下の用語はそれぞれ示された意味を有するものとする。

「大臣」：産業鉱物大臣

「登録官」：商標登録官

「原簿」：商標登録原簿

「裁判所」：第一審相当裁判所

「標章」：商標、サービスマーク、団体標章、証明標章を含むものとする。

「商標」：ある事業に係る商品を他の事業に係る商品から識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に人名を含む単語、文字、数字、図形及び色並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体により関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、使用により獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。標識は商標として保護を受けるために、視覚によって認識できる必要はない。

「サービスマーク」：ある人のサービス（固有のサービスを含む）を特定し他人のサービスから識別するため及びそのサービスの出所（たとえ当該出所が未知であったとしても）を示すために使用される標識又はその組合せのことをいう。ラジオやテレビ番組のタイトル、キャラクターの名称、その他識別力のある特徴を、たとえ、それら又は当該番組がスポンサーの商品を広告するものであったとしても、サービスマークとして登録することができる。小売サービスに関連して使用される標章は、役務提供者の商品若しくはその他の者の商品又はその双方の販売に関連しているかどうかに関わらず、サービスマークとして保護を受けることができる。

「証明標章」：商品やサービスの地域的若しくはその他の出所、材料、製造方法、品質、精度若

しくはその他の特徴、又は商品やサービスに係る作業又は労働がある連合体若しくは団体の構成員によりなされていることを証明するために、その所有者以外の者に使用される標識又はその組合せのことをいう。証明標章は地理的表示を含むものとする。

「地理的表示」：ある商品の品質、評価又はその他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

「団体標章」：協同組合、協会又はその他の団体や組織の構成員によって使用される商標やサービスマークをいい、組合、協会又はその他の組織の構成員であることを示す標章を含む。

「ニース分類」は、1957年6月15日にニースで調印され、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定により制定された分類のことをいう。

第2条

1. 全ての標章、その所有者の氏名及び住所、当該商品の説明を記録しているところの登録原簿を登録官が産業省において保管するものとする。公衆は登録原簿を閲覧する権利を有するものとする。また、公衆は所定の手数料を納付することにより、その認証謄本を受け取る権利を有するものとする。
2. は2004年命令第80号により停止する。

第3条

標章はその登録をした者の財産とみなされるものとする。その登録日から継続して5年間これを使用した所有者は、当該標章の所有権について争われることはない。ただし、第21条に規定の場合を除く。

第4条

いかなる自然人又は法人も、本法の規定に従い、商標登録を出願する権利及び全ての付随する権利を有するものとする。

第4条の2を第4条の後に以下のように加える。

- 1) 登録商標の権利者は、その承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて、同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがあるものと推定される。
- 2) 周知商標の権利者は、当該商標がイラクにおいて登録されていない場合であっても、本法に定める保護を享受する権利があるものとする。
- 3) 前号の規定は、同一でない商品又はサービスと関連する標章の使用が周知商標の権利保有者と当該商品との間の関連性を示唆し、かつ当該使用が周知商標の権利保有者の利益に損害を与えるおそれがある場合、周知商標の付された商品と同一ではない商品又はサービスと関連して使用されることを意図した標章にも適用されることとする。」

第4条の4を第4条の3の後に以下のように加える。

「団体標章及び地理的表示を含む証明標章は、登録を求める標章の使用について合法的に管理をしている国家、州、市町村及びその他の地方政府を含む自然人又は法人により、商標と同じ方法で登録することができ、同じ効果を有するものとする。いったん登録を認められた場合、本章に規定されている商標権の場合と同様の保護を受ける権利を有する。」

第5条

1. 識別性を欠く標章、商品の種類、性質、数量、生産場所を示すため取引上使用される標章、又はイラクの日常言語でこれらを示す標章。標識自体により関連する商品を識別することができない場合には、使用により獲得された識別性を商標の登録要件とする。
 2. 公序良俗に反する標章、表現、又は意匠
 3. イラク、パリ同盟国若しくは政府間国際機関の紋章、旗章若しくはその他の記章、又はそれらの国が採用する管理及び保証を示す公的な記号及び印章と同一又は類似の標章、並びに紋章学上それらの模倣と認められるもの。
 4. 赤十字、赤新月社、又はジュネーブ赤十字の記章と同一又は類似の標章。
 5. 本人の書面による同意得ていない個人の名前、称号、肖像又は紋章。
 6. 出願人が自己の権利を証明することができない名誉学位の称号。
 7. 公衆に誤認又は混同を生じさせるおそれがある標章、製品の出所又は商品かサービスかを問わずその他の品質について虚偽の記載を含む標章、及び、虚偽の又は模倣された、又は偽造された商号の表示を含む標識
 8. 周知商標と同一又は類似の標章、又は、先に登録された商標と同一若しくは類似の標章であって、当該標章を登録することが標章により識別される商品若しくは他の類似する商品について消費者に混同を生じさせるもの。
- 第9項から第12項までは2004年命令第80号により停止する。

第二章 登録手続

第6条

商標登録の出願は、本法の施行規則に定められた条件に従った方式で登録官に提出しなければならない。

第6条の2を第6条の後に以下のように加える。

「商標登録出願が、

- a) パリ同国、WTO加盟国、イラクが加盟する商標、商号又は会社名、不正競争の防止に関する条約や協定の加盟国、又はイラクと相互主義をとっている国の国民により、
- b) a)に記載される国において

なされている場合、出願人又は合法的相続人は、出願日から6ヵ月以内に、本法及びその規則で定められた条件に従って、先の出願に含まれるものと同じ商品に及ぶ同一標章について

同様の出願を登録官に提出することができる。この場合、優先日は外国における最初の出願日とする。」

第7条

1. 標章は、一又は二以上の商品について一又は二以上の類を登録することができるものとする。出願は、ニース分類の類に従って分類された名称により商品又はサービスを指定するものとする。
2. 商品又はサービスは、いかなる登録又は公報においても、ニース分類の同一分類項目に分類されているとの理由によってのみ相互に類似するとみなすことはできない。反対に、商品又はサービスは、いかなる登録又は公報においても、ニース分類の異なる分類項目に分類されているとの理由によってのみ非類似とみなすこともできない。
3. 出願人は、一出願で、保護を求める標章の又は関連する全ての商品及び/又はサービスについて、複数の類において同一の標章を登録することができる。出願人は各類において商品又はサービスを特定しなければならない。当該標章には、単独の登録証が交付される。

第8条

公開前に、二以上の者が、同じ標章又は同じ製品分類における商品又は物について同一若しくは類似の標章の登録を同時に申請する場合、いずれか一方の者が権利の放棄を正式に宣言するまで又はいずれか一方の者に有利な判決が下されるまで、登録官は当該申請の全てを停止することができる。」

第8条の2を以下のように加える。

- 「1. 登録官は、出願人に対し、他の点においては登録可能な標章の中の登録不可能な構成部分について権利の部分放棄をするよう要求することができる。出願人は、登録を求める標章の構成部分について任意に権利の部分放棄をすることができる。
2. 権利の部分放棄は、権利の部分放棄がされた事項に関してそのとき存在している若しくはその後を生ずる出願人若しくは登録人の権利、又は権利の部分放棄がされた事項が同人の商品若しくはサービスについての識別性を有している若しくは識別性を獲得した場合は他の出願に基づく同人の登録の権利に対して、害又は不利な影響を及ぼすことはないものとする。」

第9条は2004年命令第80号により停止する。

第10条

登録官の査定に対しては（本法第24条第3項に定められた場合を除き）、その通知を受けた日から30日以内に、裁判所に上訴することができる。

第11条

- 1) 標章の登録が原則として受理された場合、登録官は商業総局の官報を三回継続して発行し、その旨を公告しなければならない。
- 2) いかなる利害関係人も、当該官報の最後の公報から90日以内に、標章の登録についての異

議の申立を書面により提出することができる。

3) 登録官は異議申立書の写しを登録出願人に送達し、当該出願人は 30 日以内に異議に対する答弁書を提出しなければならない。当該期間内に答弁書が提出されなければ、出願人は当該出願を放棄したものとみなされる。

第 12 条

1) 異議について決定を下す前に、登録官は求めに応じて当事者の双方又は一方から意見を聴かなければならない。

第 2 項及び第 3 項は 2004 年命令第 80 号により停止する。

第 13 条

登録商標の所有者は、当該商標の同一性に本質的な影響を与えない方法で当該商標に付加又は変更を施す許可をいかなる時でも登録官に対して申請することができる。登録官は、登録の原出願の査定に定められた規定に従い、原則として当該補正の登録を認容する査定を行うものとする。当該査定は利害関係人に通知され、前述の異議申立制度の対象とされる。

第 14 条

登録は出願日より遡及効を有するものとする。

第 15 条

1. 登録商標権保有者は、当該登録の完了時に、前述の官報に公告された内容が含まれる証明書を交付されるものとする。

2. 商標登録は、全ての法的手続において、当該商標の効力及び所有権についての一応の証拠とされる。

第 16 条

商標登録が出願人の怠慢により出願日から 6 ヶ月以内に完了しない場合、登録官は、本法の施行規則に定められた期間内に登録が完了するよう出願人に書面により通知することができる。期限内に完了しない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第三章 権利の移転及び質権の設定

第 17 条

商標権は移転することができ、商標権は当該商標を付した商品を扱う事業と共に又は当該商標の使用と関連しており、かつ、当該商標により象徴されている事業の当該部分と共に、質権を設定し又は差押えることができるものとする。

第 18 条

- 1) 別段の合意がない場合は、事業の移転には商標の移転が含まれる。事業が商標を含むことなく移転された場合、別段の定めがない限り、譲渡人は商標が登録されている商品の製造、生産、及び販売を続けることができる。
- 2) 何らかの理由により、権利保有者が事業を継続できなくなった結果、二人以上の者が当該権利を継承することになり、当該継承者が当該商標の権利の配分を求める場合、登録官は適切と考える制限、条件及び修正に従い、当該事業を実際に継承していると証明する者に按分することができる。

第 18 条の 2 を以下のように加える。

- 「1. 商標権保有者は、商標が登録された商品の全て又は一部について、当該商標の使用権を一人以上の自然人又は法人に許諾することができる。別段の合意がない限り、第三者への当該使用権許諾は、商標権保有者による自己の商標の使用を妨げるものではないものとする。
2. 譲受人又は使用権保有者は、標章の効力を確立するため又は当該権利について第三者に対抗するため、譲渡又は使用許諾の記録を求められることはない。」

第四章 取消し及び更新

第 19 条は 2004 年命令第 80 号により停止する。

第 20 条を以下のように改正する。

- 「1. 登録商標の保護期間は 10 年間であり、施行規則に定められた様式に従い所定の手数料を納付することにより、保護期間満了前 1 年以内に同一期間の更新をすることができる。
2. 商標権保有者は、保護期間満了日後 6 ヶ月以内に所定の手数料及び規則で定められている追加手数料を納付して保護期間の更新を請求することができる。当該請求がない場合、登録官は当該商標を登録原簿から削除する手続をとるものとする。」

第 21 条を以下のように改正する。

- 「1. いかなる利害関係人も、商標登録の 5 年以内に、依拠する理由を付して裁判所に登録取消しを求める権利を有する。
2. 本条第 1 項の規定に関わらず、登録商標が以下に該当する場合は、いつでも取消しを申立てることができるものとする。
 - a) その登録に係る商品、サービス又はその一部についての普通名称であるとき
 - b) 機能的であるとき
 - c) 不正に又は登録要件の規定に反して取得されたとき
 - d) 3 年間継続して使用しなかったとき。ただし、当該不使用が制御不能な原因又は法律上正当な理由によるものと証明できる場合は除く。
 - e) 登録者によって又はその許可を得て、標章が付され又は関連して使用されている商品又はサービスの出所を誤認させるように使用されているとき。」

第 22 条

取消された標章は、当該取消日から少なくとも 1 年が経過するまで、当該標章の権利保有者以外の名において登録することはできない。

第 23 条

登録の取消し及び更新は、施行規則に定められた方式で公告されなければならない。

第 24 条

第 1 項及び第 2 項は 2004 年命令第 80 号により停止する。

第 3 項を以下のように改正する。

「本法第 5 条第 2 項及び第 21 条に基づきなされた登録官の査定に対し、当該査定の通知から 30 日以内に大臣に不服を申立てることができる。また、大臣の決定に異議がある者は、大臣の決定の通知の日から 30 日以内に裁判所に上訴することができるものとする。」

第 25 条は 2004 年命令第 80 号により停止する。

第 26 条

登録官は、正当化事由がある場合はいつでも、登録原簿に変更を施すことができる。ただし、当該変更は錯誤又は技術的不備の訂正のためのものに限る。

第 27 条は 2004 年命令第 80 号により停止する。

第 28 条

登録官は、登録商標の権利保有者の申請に応じて、定められた方式により以下のことを行うことができる。

- 1) 商標権保有者の登録氏名又は住所の誤記を訂正すること
- 2) 商標権保有者として登録された者の氏名又は住所に生じた変更を記入すること
- 3) 商標が登録された商品のいずれかを削除すること
- 4) 既存の商標登録から生じる権利を拡大しない形での商標に関する権利の部分放棄又は付記を記入すること
- 5) 登録原簿に記載されている商標登録を登録官の名において取消すること

第 29 条

- 1) 大臣は、登録原簿に記載された登録商標に係る商品の種類又は分類の統一性を確保することを求められた場合に限り、新たな記入を行うか特定の記載を抹消又は変更するかを問わず、必要と認めた場合は、随時登録原簿を修正する権限を登録官に与えることができる。
- 2) 登録官は、前項の大臣に与えられた権限の行使において、登録された商標に係る商品に他の商品を追加することになる登録原簿のいかなる修正も行ってはならない。また、登録官はいかなる商品の商標登録の日を、実際に登録された日より前に定める権利を有していない。

3) 登録商標権保有者は、関連する修正について通知を受けるものとする。当該修正は官報により公報される。当該修正により被害を受けた者は何人も登録官に異議を申立てることができる。

第 30 条

登録官は、裁判所に出廷し、裁判所に提起された全ての異議申立書について意見を述べることができる。

また、登録官は、裁判所の求めに応じて出廷し、又は当該事案においてとられた手続の詳細若しくは関連するその他の事項について必要と認めるもの及び登録官の職務上関係があることについて記述し自らが署名した適切な陳述書を提出しなければならない。

第五章 取引表示

第 31 条

次に掲げる事項に直接又は間接的に関わる記述又は詳細は、取引表示とみなすものとする。

- 1) 商品の性質、番号、数量、寸法、重量及び強度
- 2) 製造された国
- 3) 製造及び生産する方法
- 4) 組成物に含まれる成分
- 5) 生産者及び製造者の名称及び説明
- 6) 特許、商業的若しくは産業的特権、賞、又はそれらの特徴
- 7) その商品が通常知られている名称又は形状

第 32 条を以下のように改正する。

「取引表示は、それが商品自体に、店舗、商店若しくは会社名に、又は包装、送り状、通信文、広告及びその他公衆に商品を提供するために使われるいずれの場合であっても、公衆を誤認させるものであってはならない。」

第 33.1 条は 2004 年命令第 80 号により停止する。

第 34 条

受賞した製品に関連する場合又は受賞した者若しくはその相続人及びその商号に関する場合を除いて、一切の勲章、賞状、賞、荣誉について言及してはならない。当該言及がなされる場合、受賞日、賞の種類及び授与を受けた博覧会又は大会について正確に記述しなければならない。他人と共に製品の展示に参加する者は、何人も、展示した製品に共同で授与された賞を自己の商品に使用することはできない。ただし、その者が当該受賞の出所及び性質を明確に表示する場合はこの限りではない。

第六章 犯罪及び罰則

第 35 条を以下のように改正する。

「次に掲げる者は、1 年以上 5 年以下の禁固及び 5,000 万ディナール以上 1 億ディナール以下の罰金の併科、又はそのいずれかの刑に処せられる。

- 1) 公衆を誤認させる方法で合法的に登録された商標を偽造若しくは模倣し、又は悪意を持って偽造若しくは模倣された商標を使用する者
- 2) 他人の登録商標を違法に使用する者
- 3) 他人の登録商標を悪意を持って自己の製品に使用する者。
- 4) 偽造若しくは模倣された標章が付された又は商標が不法に付された製品であることを知りながら、販売、販売の申出、流通又は販売目的で所持する者。
- 5) 偽造、模倣又は不法に使用された標章の下でサービスを故意に提供する者。

全ての場合において、裁判所は、侵害製品、侵害対象の標章が付された商品、会社名、包装材、紙類、下げ札、ステッカー等、当該商品から得た収入及び利益、及び侵害行為に供された器具を没収する命令を下すことができる。」

第 36 条は 2004 年命令第 80 号により停止する。

第 36 条の 2 を以下のように加える。

「本法第 35 条及び第 36 条に規定された違反行為のいずれかの再犯の場合は、違反者は 5 年以上 10 年以下の禁固及び 1 億ディナール以上 2 億ディナール以下の罰金の併科に加えて、15 日以上 6 ヶ月以下の営業停止に処せられる。さらに、侵害者の費用で当該判決を公表しなければならない。」

第 37 条を以下のように改正する。

「1. 商標権保有者は、民事又は刑事訴訟提起前のいかなる時期であっても、商標登録の証拠に裏付けされた申立てにより、本案訴訟を審理する管轄を有する裁判所に対し、暫定措置をとるよう求めることができる。当該暫定措置とは、違反行為に供された器具及び工具、並びに侵害対象の標章が付された製品、商品、会社名、包装材、紙類、下げ札、ステッカー等を差押さえることである。当該差押えには、外国で当該標章が付された製品、商品、会社名、包装材、紙類、下げ札、ステッカー等を含む。

2. 司法当局は、適当な場合には、特に遅延により権利保有者に回復できない損害が生じるおそれがある場合、又は証拠が隠滅される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

3. 第 1 項及び第 2 項の規定に基づいてとられる暫定措置は、本案についての決定に至る手続が、20 就業日又は 31 暦日のうちいずれか長い方の期間内に開始されない場合には、被申立人の請求に基づいて取消され又は効力を失うものとする。

4. 暫定措置が取消された場合、は申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合、又は侵害若しくはそのおそれがあったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の

請求に基づき、申立人に対し当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。」

第 38 条を以下のように改正する。

「A. 民事訴訟についての管轄権を有する裁判所は、以下の命令を行う権限を有する。

i) 侵害によって権利保有者が被った損害を補償するために適当な賠償金を支払うこと。

ii) 侵害に起因する侵害者が得た利益の回収。当該利益は、本条第 1 号に規定された実際の損害額の算定には斟酌しない。

(iii) 侵害物、並びに当該模倣品の製造又は作成に供された材料及び器具の差押え及び廃棄。裁判所は、権利保有者の許諾なく模倣品の慈善寄付を命じてはならない。当該商品を流通経路に置くことを認めるためには、不法に付された商標を単に除去するのみでは十分ではない。」

第 38 条の 2 を以下のように加える。

「裁判所は、最終判決書を作成し、適切な事実認定及び当該判決に至る理由又は当該判決の法的根拠を記載しなければならない。裁判所は、判決を公開しなければならない。当該公開が実行できない場合は、他の方法により公衆が入手できるようにしなければならない。」

第七章 附則

第 39 条

イラクにおいて開催される博覧会で展示された製品又は商品に付された標章に必要な仮保護を与える規定を、特別規則により定めることができる。ただし、当該標章が自己の国において保護されている場合に限る。

第 39 条の 2 を以下のように加える。

「何人も、その本国が、イラクも加盟している商標、商号若しくは会社名、又は不正競争の防止に関する条約又は協定の加盟国であるか、法によりイラク国民に相互主義の権利を与えている場合は、当該条約、協定又は相互主義の法律の規定に効力を与えるのに必要な範囲において、ここに表示される条件に基づき、標章の権利保有者が本章によってそれ以外に受けることができる権利に加えて、本条の利益を受ける権原を有するものとする。」

第 40 条

商標法（1931 年第 39 号）並びに同法に基づく改正及び規則はここに廃止される。

第 41 条

この法律は、官報に掲載後 1 月が経過した日から効力を発するものとする。

第 42 条

本法の施行にあたっては経済大臣及び司法大臣がその任を負うものとする。

ヒジュラ暦 1376 年第 10 月 25 日（西暦 1957 年 5 月 25 日）

バグダッドにて

1957 年 6 月 16 日公布

1957 年 7 月 16 日施行

(2) 特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法

連合国暫定当局命令第 81 号

特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法

連合国暫定当局 (CAP) 長官としての権限に基づき、戦時国際法及び慣習法の下、また決議 1483 及び 1511 (2003 年) を含む国連安保理決議に合致し、

イラク国民のために必要な経済的变化がイラク国民に受け入れられる形で起きることを確保するため、統治評議会と緊密に協働し、

イラク国民の経済状況を改善するために必要なイラクの知的財産制度に重大な変化をもたらしたい統治評議会の要望を認め、

全イラク国民の生活状態、技術的スキルやチャンスを上向きさせ、失業とそれに関連する治安への悪影響と戦う決意で、

企業、金融機関、起業家は知的財産保護の公平で効率的かつ予測可能な環境を求めることを認識し、

イラクの現行特許・意匠法及び関連法の規定の中には、現在国際的に認知された保護水準を満たさないものがあることに留意し、

世界貿易機関として知られる国際貿易システムの正式加盟国になることにイラク統治評議会が関心を表明したこと及び近代的な知的財産の標準を採択することの望ましさを認識し、

イラクの発展と不透明な集権的計画経済から活力に満ちた民間部門の確立による持続可能な経済成長に特徴付けられる自由市場経済への移行の必要性、並びに実効性を与えるための制度改革や法改正の必要性に関する 2003 年 7 月 17 日付の安全保障理事会への国連事務総長の報告書に整合した形で、

統治評議会と緊密な協議を行い協調して行動し、ここに以下のことを公布する。

第一条
特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法改正

- 1) 特許・意匠（1970 年第 65 号）を特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法（以下、「法」という。）とここに改名する。
- 2) 第 1.1 条を以下のように改正する。「大臣—産業大臣」
- 3) 第 1.4 条を以下のように改正する。「発明—物若しくは物を生産する方法又はその双方に関連する技術分野のいずれかにおける革新的なアイデアで、当該分野における特定の問題を実際に解決するもの。」
- 4) 第 1.6 条を以下のように改正する。「特許権保有者—特許が付与される自然人又は法人」
- 5) 第 2 条を以下のように改正する。「発明特許は、本法に定めるところにより、新規の製品、新たな製造方法、既知の製造方法の新規用途のいずれかに関する、産業上利用可能で、新規性かつ進歩性を有する発明に付与される。」
- 6) 第 3.2 条を停止する。
- 7) 第 4 条を以下のように改正する。「発明は、次に掲げる三つのいずれかの場合は新規性があるとみなされない。
 - a) 発明がイラク国内又は国外において公然実施された場合、若しくは発明の明細又は図面を専門家が利用できるように明確な形でイラク国内又は国外において定期刊行物に公表した場合。
 - b) 発明又はその一部についての特許証が、その発明者以外の者若しくは当該発明の権利を譲渡された者に対し付与された場合、又は同一特許若しくはその一部について他人が既に出願している場合。
 - c) a) 及び b) の規定に関わらず、公衆に対する発明の開示が出願日若しくは優先日に先立つ 12 ヶ月内に出願人又は出願人の前任者により行われた場合、又は第三者による出願人若しくは前任者に対する濫用による場合は、これを斟酌しない。」
- 8) 第 5 条を以下のように改正する。「特許の付与に関わらず、当該発明の出願日又は同じ製品若しくは方法に係る出願の優先日より前に、誠実に製品を製造し、製造方法を使用し、又はそのための真摯な準備を行う者は、当該行為を継続し又は当該準備において想定した当該発明を使用する権利を有する。当該権利の譲渡又は移転は、当該使用又は使用の準備が行われた事業所又は事業所の一部と共になされる場合に限り許される。」
- 9) 第 7.3 条を以下のように改正する。「イラクが加盟する関連する国際条約の加盟国の国民」

イラク若しくはイラクが加盟する関連する国際条約の加盟国において設立され、企業、団体、事業所、及び、法人格を有する者、実業家、製造業者、商人又は労働者は、当該発明がイラク国外において既に特許を受けていた場合を除き、当該発明が最初に発明者の氏名で登録されるものであれば、当該発明を所有する企業、事業所、又は団体の名称で登録することができる。」

- 11) 第 12 条を以下のように改正する。「特許は特許権保有者に以下の権利を付与する。
 - a) 特許の対象が物である場合には、特許権保有者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、利用、使用、販売の申出、販売又は輸入を防止する権利
 - b) 特許の対象が方法である場合には、特許権保有者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用、当該方法により直接的に得られた物の使用、販売の申出、販売又は輸入を防止する権利」
- 12) 第 13 条を以下のように改正する。「特許権の存続期間は、本法の規定に基づく出願日から起算して 20 年の期間が満了する前に終了してはならない。」
- 13) 第 13.2 条を停止する。
- 14) 第 16.2 条を以下のように改正する。

「(2) 特許出願人は、その発明をその技術分野における技術を有する者が実施することができる程度に十分に明確かつ完全に開示しなければならない。

(2)の2 特許出願人は、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供しなければならない。」
- 15) 第 17 条を停止する。
- 16) 第 18 条(2)を以下のように改正する。「明細及び図面はその発明をその技術分野における技術を有する者が実施することができる程度に十分に明確かつ完全に開示するものであること。」
- 17) 第 27 条を以下のように改正する。「以下のいずれかの場合、登録官は、特許権保有者の許諾を得ずに、第三者に対しライセンスを付与することができる。
 - A. 国家機関又は許諾を受けた第三者による特許の使用が、国防、国家緊急事態又は非商業的な公共の利益のためのものであり、特許権保有者が可能な限り速やかに通知を受ける場合。
 - B. 1. 出願日より 4 年又は特許付与日より 3 年のいずれか遅い方が経過するまでに、特許権保有者が特許を実施しない又はその実施が不十分な場合。ただし、登録官は、特許権保有者の管理の範囲を超えた理由によりその実施が妨げられていたと考えられる場合は、特許権保有者に追加の猶予期間を与えることができる。
 2. 本項第 1 号の適用上、関連する国際条約の規定を害さなければ、当該特許対象製品

のイラクへの輸入は特許の利用とみなされる。

C. 権利が公正な競争を阻害するような方法で特許権保有者により行使される場合。」

- 18) 第 28 条を以下のように改正する。「強制実施権が付与される場合、以下の点が斟酌される。
- A. 強制実施権の申請はその個々の条件や状況に基づいて判断される。
 - B. 本法第 27 条(B)に規定される場合において、申請者が合理的な報酬及び条件に基づいて特許権保有者から許諾を得ようとしたが、合理的な期間内に協議が成立しなかったこと。
 - C. 強制実施権の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る強制実施許諾申請については、非商業的な公共の利益のため又は司法機関若しくは行政機関が反競争的であると判断した行為を是正するためにその付与が限られる。
 - D. 強制利用実施許諾は、排他的であってはならない。
 - E. 強制実施権は第三者に譲渡することができない。
 - F. 強制実施権は、司法当局又は行政当局が反競争的であると判断した場合を除き、国内市場における需要を満たすためにのみ許諾される。
 - G. 特許権保有者は、特許の経済的価値を考慮し、公正な報酬を受ける。」
- 19) 第 29 条を以下のように改正する。「登録官は、その許諾をもたらした状況が存在しなくなった場合には、自発的に又は特許権保有者の申立てに基づき、強制実施権を取消することができるものとする。ただし、当該実施権の取消しは、当該強制実施権に関わる者の利益を保護するものとする。」
- 20) 第 30 条を以下のように改正する。「特許実施許諾に関する規定や手続は、当該目的のために公布される規則に基づき定められる。」
- 21) 第 30 条の 2 を第 30 条の後に以下のように加える。「登録官による強制実施権の決定については、その通知日より 60 日以内に大臣に対し不服の申立てを可能とする。」
- 22) 第 34 条を以下のように改正する。「工業所有権の保護に関するパリ条約若しくは世界貿易機関の加盟国又はイラクと相互主義をとる国の陸海空の輸送手段が、一時的又は偶発的にイラクに存在する間に発明を実施する場合、特許権保有者の権利は影響を受けない。」
- 23) 第 36.2 条の 2 を第 36.2 条の後に以下のように加える。「工業意匠又は工業モデルの登録出願は、当該工業意匠又は工業モデルに新規性又は独創性がある場合に認められる。」
- 24) 第 36.2 条の 3 を第 36.2 条の 2 の後に以下のように加える。「工業意匠又は工業モデルの登録出願は、以下の場合は新規性があるときみなされない。
- (1) 登録出願日前に公衆に対し展示、表現、又はその使用が表現された場合。ただし、イラクと相互主義をとる国において登録出願がなされた後に当該表現や展示が行われた場合、国内若しくは国際博覧会において展示された場合、又はイラクにおける出願日以前 6 ヶ月

以内に会議や科学雑誌において公表された場合は、当該工業意匠又は工業モデルは新規性があるものとみなされる。

(2) 先行工業意匠若しくは工業モデルと非本質的な違いがないもの、又は前の登録意匠とは異なる種類の製品を対象としている場合。」

25) 第 36.2 条の 4 を第 36.2 条の 3 の後に以下のように加える。「主として技術的又は機能的事項により特定される意匠の登録出願については、権利を付与されない。」

26) 第 37 条の 2 を第 37 条の後に以下のように加える。

「1. 保護されている意匠の権利保有者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いている又は含んでいる製品を商業上の目的で製造、販売、又は輸入することを防止する権利を有する。」

2. 大臣は、第三者の正当な利益を考慮し、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、且つ、保護されている意匠の権利保有者の正当な利益を不当に害さないことを条件として、規則により、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。」

27) 第 41 条を以下のように改正する。「工業意匠の保護期間は、登録証発行日より 10 年とする。ただし、所定の年金が支払われた場合に限る。」

28) 第 44 条を以下のように改正する。

「A. イラクにおいて登録された特許又は意匠の権利保有者は、特許権侵害又は意匠権侵害を阻止するために訴訟を提起するにあたり、保証金を添えて、管轄裁判所に以下の暫定措置を請求する訴えを申立てることができる。

1. 侵害行為の停止
2. 侵害場所に関わらず、侵害対象物の差押え
3. 侵害に関連する証拠の保全

B. 1. 特許権保有者又は意匠権保有者は、侵害訴訟の提起前に、被告に通知することなく、本条(A)項に規定されている手続のいずれかを取るよう、保証金を添えて裁判所に求めることができる。裁判所は、権利者が以下のいずれかを証明すれば、権利保有者の請求を許可することができる。

- 特許又は意匠が侵害されていること
- 侵害が今にも起ころうとしており、回復困難な被害をもたらすおそれがあるかどうか
- 証拠が消滅する又は害される危険性が高い。

2. 特許権保有者又は意匠権保有者が、裁判所が予備的手続を命令した日より 8 日以内に訴訟を提起しなければ、命じられた手続は取消されたものとみなす。

3. 被告は、裁判所による予備的手続の決定について、その通知を受けた日から 8 日以内に、控訴裁判所へ控訴することができる。控訴裁判所の判決が最終判断となる。

C. 被告は、企業、工場、又は関連事業所の閉鎖を含む予備的手続の停止を、保証金を添えて裁判所に申立てることができる。当該判決に対しては、通知の日より 8 日以内に控

訴することができる。控訴裁判所の判決が最終判断となる。

D. 被告は、裁判所が申立人の訴えには法的根拠がないものとして却下する、又は法定の期限内に提訴されなかったと判断した場合、公正な損害賠償を求めることができる。

E. 裁判所はどのような場合であっても専門家の助けを求めることができる。

F. 裁判所は侵害物及び特許侵害に実質的に使用された材料や道具の押収を命じることができる。裁判所は当該物品の廃棄又は非商業目的での処分を命じることができる。」

29) 第 54 条の後に第 3 章の 2 を追加し、非開示情報保護について規定する。

30) 第 1 条を第 3 章の 2 の最初の条文として以下のように加える。

「以下の(a)～(c)に該当する場合において、自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報について、公正な商慣習に反する方法により自己の同意なく他の者に当該情報を開示され、取得され又は使用されることを防止することができる。

a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易にアクセスすることができないという意味において秘密である。

b) 秘密であることにより商業的価値がある。

c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための状況に応じた合理的措置がとられている。」

31) 第 3 章の 2、第 2 条を以下のように加える。「新規化学物質を含む医薬品又は農業化学製品の販売の承認のための相当の努力の結果として得られた秘密の試験データ又はその他のデータの提出を大臣が求める場合、大臣は以下の点を遵守しなければならない。

a) 当該提出者の許諾を得ていない他の者が自己の医薬品及び製品の販売の承認のために提出されたデータに依拠することを禁止することにより、機密扱いされない商業的使用から当該データを保護する。ただし、当該データ提出者が当該製品の販売の承認を取得した日から 5 年が経過したものは除く。

b) 以下の場合、当該データは開示されることから保護されない。

i) 開示が公衆の保護に必要な場合、又は

ii) 機密扱いされない商業的使用から当該データが保護されることを確保するために必要な措置がとられる場合」

32) 第 3 章の 3 を第 3 章の 2 の後ろに追加し、集積回路について規定する。

33) 第 3 章の 3、第 1 条を以下のように加える。「別段の定めがない限り、次の用語は本章においては全て以下のように解釈される。

・省：産業省

・大臣：産業大臣

・集積回路 (IC) : 少なくとも一つの能動素子を含む複数の素子及び結線の一部又は全部が、一片の材料の内部及び/又は表面に不可分の状態で形成され、かつ、電子的機能を果た

すよう意図された製品で、最終形態であるか中間形態であるかを問わない。

- ・回路配置：集積回路の素子又は集積回路の製作が特別に意図された三次元上の配置
- ・保護されている回路配置：本章に規定する保護の条件を満たす回路配置
- ・登録官：大臣に任命される省内の集積回路配置登録官
- ・原簿：集積回路配置登録原簿
- ・権利者：保護を受ける配置の創作者又は法定継承人

34) 第3章の3、第2条を以下のように加える。

- A. 登録官の監督の下、「集積回路配置登録原簿」という登録原簿を用意しなければならない。当該登録原簿に、回路配置に関するあらゆる情報、権利保有者、その住所、代理人証明書を手書きで、以下の内容を含む措置や法的手続と共に登録しなければならない。
- B. 権利者から第三者（複数の場合を含む。）への移転、取得、譲渡、又はライセンス、及び、
 1. 抵当権、担保権、没収、差押え、又は当該回路配置の利用上のいかなる制約。
- C. 公衆は大臣が官報に公示した規則に従い、登録原簿を閲覧することができる。
- D. 回路配置及び関連情報を登録するため、コンピューターを使用することができる。登録官が認証した情報や文書は、反証されない限り、登録の証拠とみなされる。」

35) 第3章の3、第3条を以下のように加える。「次の場合に、回路配置を登録することができる。

- A. 回路配置に創作性があること。つまり、回路配置の創作者自身の知的努力の結果であり、創作の時に回路配置の創作者及び集積回路の製造業者の間でありふれたものでないこと。及び、
- B. 世界における最初の商業的使用の日から2年以内に登録申請がなされたもの。」

36) 第3章の3、第4条を以下のように加える。「回路配置の保護を受けることができる者は以下の者である。

- A. 創作者又は回路配置利用権が発生した者
- B. 共同制作の結果生じた回路配置は、その共同創作者全員。別段の定めがない限り、全員が同等の権利を有する。
- C. 回路配置が二以上の個人により創作された場合は、登録申請前の創作者
- D. 雇用契約に基づき又は委託業務として職務上創作をされた回路配置については、雇用契約に別段の定めがない限り、その使用者」

37) 第3章の3、第5条を以下のように加える。「回路配置は所定の書式に必要な情報、見本、図面を添付して登録官に申請することにより登録される。一申請一登録のみ有効である。」

38) 第3章の3、第6条を以下のように加える。「A. 全ての法的要件を満たし、申請者を特定する資料及び回路配置図が添付されている場合、登録官が回路配置の登録申請を受理した日が申請日とみなされる。」

B. 登録官が、申請が本条(A)の要件を満たしていないと判断した場合、申請書を補完するため又は必要な補正をするため、規則で定められた期間が申請者に与えられる。ただし、当該補正は元の申請書に従前記載されていたものに加筆する場合に限る。一方、登録官は申請者が申請を放棄したものとみなすこともできる。当該決定はその通知の日より 60 日以内に控訴裁判所に控訴することができる。」

39) 第 3 章の 3、第 7 条を以下のように加える。

「A. 申請者が全ての条件及び法的要件を満たした場合は、登録官は当該登録申請を受理し登録料を算定する。

B. 登録官は当該登録を官報に公示し、いかなる第三者も公示日より 90 日以内に異議を申立てることができる。当該異議申立手続は本章に定められた規定に基づくものとする。

C. 回路配置の登録申請の受理に対して異議申立がなければ、登録官は規定の登録料を算定した後、当該登録を承認し証明書を発行する。」

40) 第 3 章の 3、第 8 条を以下のように加える。

「A. 回路配置を権利者は、以下の行為を許諾又は禁止する権利を有する。

1. 集積回路への組込みによるか他の方法によるかを問わず、保護されている回路配置の全部又は一部を複製すること。ただし、創作性の要件を満たさない部分を複製する行為を除く。

2. 保護されている回路配置又は保護されている回路配置を組込んだ集積回路を輸入、販売、その他の商業上の目的で頒布すること。

B. 本条(A)に規定されるいかなる行為も、権利者の許諾を得ずに第三者が行った場合は権利侵害となり、処罰の対象となる。

C. 通常の素子と結線の結合により構成された回路配置については、当該結合により全体として本章に規定の創作性の要件を満たす場合のみ、保護を受ける。」

41) 第 3 章の 3、第 9 条を以下のように加える。「本章第 8 条の規定に関わらず、以下の行為は権利保有者の許諾を必要としない。

A. 次の回路配置の複製

1. 当該複製行為が第三者により私的な目的で又は単なる評価、解析、研究若しくは教育の目的で行われる場合

2. 回路配置の創作性のない部分の複製

B. 保護されている回路配置の評価又は解析に基づき、第 3 条(A)に規定する創作性の要件を満たす回路配置を創作する場合

C. 次の場合は、本章第 8 条(A)第 2 号に規定する行為を行うことができる。

1. 独立して創作された創作性のある類似の回路配置

2. 回路配置又は回路配置が組込まれた集積回路が権利保有者により又は権利保有者の承諾を得て市場に出されたものであるとき

3. 不法に複製された回路配置を組込んだ集積回路又は当該集積回路を組込んだ製品を取

得した時において、当該集積回路又は製品が本章第 10 条に基づき不法に複製された回路配置を組込んでいることを知らなかった場合」

- 42) 第 3 章の 3、第 10 条を以下のように加える。「本章第 9 条(C)第 3 号に規定された行為を行い権利保有者から法的に通知を受けた者は、権利保有者とライセンス契約を締結した場合に支払われる合理的なライセンス料と同等の金額を権利保有者に賠償する場合に限り、法的責任を問われる前に在庫製品を処分することができる。」
- 43) 第 3 章の 3、第 11 条を以下のように加える。
「A. 回路配置権の保護は、イラクにおける登録申請の日から有効とする。
B. 回路配置権の保護期間は、世界のいずれかの場所で最初に商業的に使用された日から 10 年とする。ただし、当該期間は回路配置の創作の日から 15 年を超えないものとする。」
- 44) 第 3 章の 3、第 12 条を以下のように加える。
「A. いかなる第三者も、以下の場合は回路配置権の取消しを求める権利を有する。
1. 本章第 3 条に定められた要件の不備により登録することができない回路配置
2. 登録申請に必要な情報が全て含まれていない場合、当該情報や添付書類が事実と異なる場合、又本章の規定に違反する場合
B. 本条(A)に基づく回路配置権の登録を取消す旨の登録官の決定に対し、通知の日より 60 日以内に控訴裁判所に控訴することができる。」
- 45) 第 3 章の 3、第 13 条を以下のように加える。
「A. 1. 回路配置権は、その全部又は一部を有償又は無償で譲渡することができる。回路配置権は担保権の設定や差押えが可能であり、それらは官報に公示される。
2. 回路配置権の第三者への移転、担保権の設定、又は差押えは、登録原簿に登録された日から効力を発する。
B. 回路配置権は、相続により移転することができる。」
- 46) 第 3 章の 3、第 14 条を以下のように加える。「回路配置権の移転、担保権設定、権利差押えに関する手続及びその他の全ての手続は、大臣が公布する規則に定められ、官報に公告されるものとする。」
- 47) 第 3 章の 3、第 15 条を以下のように加える。「権利保有者は、保護されている回路配置の利用権を書面による契約に基づき第三者に許諾することができる。登録官は当該契約を記録し、秘密に保持する。」
- 48) 第 3 章の 3、第 16 条を以下のように加える。
「A. 回路配置権の侵害を阻止するために訴訟を提起する者又はその提起を見込んでいる者は、保証金を添えて管轄裁判所に以下の暫定措置を請求する訴えを申立てることができる。」

1. 侵害行為の停止
2. 侵害場所に関わらず、侵害対象物の差押え
3. 侵害に関連する証拠の保全

B. 1. 権利保有者は、侵害訴訟の提起前に、被告に通知することなく、本条(A)に規定されている手続のいずれかを取るよう、保証金を添えて裁判所に求めることができる。裁判所は、権利保有者が以下のいずれかを証明すれば、権利保有者の請求を許可することができる。

－回路配置が侵害されていること

－侵害が今にも起ころうとしており、回復困難な被害が発生するかどうか

－証拠が消滅するか害されるリスク

2. 権利保有者が、裁判所が予備的手続を命令した日より8日以内に訴訟を提起しなければ、命じられた手続は取消されたものとみなす。
 3. 被告は、裁判所による予備的手続の決定について、その通知を受けた日から8日以内に、控訴裁判所へ控訴することができる。控訴裁判所の判決が最終判断となる。
 4. 被告は、申立人の予備的手続の請求は不当であることが証明された場合、又は本項第2号に定められた期限内に申立人が提訴しなかった場合、損害賠償を求めることができる。
- C. 被申立人は、裁判所が申立人の訴えには法的根拠がないものとして却下すると判断した場合、被った損害の賠償を求めることができる。
- D. 裁判所はどのような場合であっても専門家の意見を求めることができる。
- E. 裁判所は侵害物及びその回路配置の侵害に主として使用された材料や道具の押収を命じることができる。裁判所は当該物品の廃棄又は非商業目的での処分を命じることができる。」

- 49) 第3章の3、第17条を以下のように加える。「大臣は、手数料の算定を含む本法の施行に必要な規則を公布する。」
- 50) 第3章の3、第18条を以下のように加える。「本法に定められた集積回路の回路配置の保護は、当該権利及び当該権利から生じるいかなる利益の保護及び享受に関し、イラク国民に与える待遇と同一の待遇を、自然人か法人かを問わず外国の者にも与える。」

(以下省略)

(3) 著作権法

連合国暫定当局命令第 83 号

著作権改正法

連合国暫定当局（CAP）長官としての権限に基づき、戦時国際法及び慣習法の下、また決議 1483 及び 1511（2003 年）を含む国連安保理決議に合致し、

イラク国民のために必要な経済的变化がイラク国民に受け入れられる形で起きることを確保するため、統治評議会と緊密に協働し、

イラク国民の経済状況を改善するために必要なイラクの知的財産制度に重大な変化をもたらしたい統治評議会の要望を認め、

全イラク国民の生活状態、技術的スキルやチャンスを上向きさせ、失業とその関連する治安への悪影響と戦う決意で、

企業、金融機関、起業家は知的財産保護の公平で効率的かつ予測可能な環境を求めることを認識し、

イラクの現行著作権法の規定の中には、現在国際的に認知された保護水準を満たさないものがあることを留意し、

世界貿易機関として知られる国際貿易システムの正式加盟国になることにイラク統治評議会が関心を表明したこと及び近代的な知的財産の標準を採択することの望ましさを認識し、

イラクの発展と不透明な集権的計画経済から活力に満ちた民間部門の確立による持続可能な経済成長に特徴づけられる自由市場経済への移行の必要性、並びに実効性を与えるための制度改革や法改正の必要性に関する 2003 年 7 月 17 日付の安全保障理事会への国連事務総長の報告書に整合した形で、

国連安保理決議 1483 の第 8 項(e)に規定の通り、国際金融機関と協調し

統治評議会と緊密な協議を行い協調して行動し、ここに以下のことを公布する。

第一章 目的

この命令は、イラクの著作権法が現在国際的に認知された保護水準を満たすことを確保し、世界貿易機関の近代的基準をイラク法に取り入れるため、1971年著作権法第3号を改正することを目的とする。

第二章 著作権法改正

- 1) 1971年著作権法第3号（以下、「法」という。）第1条を以下のように改正する。
 - 「1. この法は、形式、表現方法、重要性、目的の如何を問わず、創作的な文芸、芸術、学術の著作物の著作者を保護する。
 2. 著作物にその氏名が表示されているか若しくは他の方法によるかに関わらず、著作物が発行される氏名の者が、それと反対の証拠がない限り、著作者とみなされる。この規定は、著作者の身元について全く疑いのない場合、変名にも適用される。」
- 2) 第2条を以下のように改正する。「文書、音声、図面、絵画、動作により表現された著作物が保護の対象であり、具体的に以下のものを含む。
 1. あらゆる種類の執筆物
 2. ソースコード又はオブジェクトコードで記述されたコンピュータ・プログラム（言語の著作物として保護される）
 3. 講演、授業、スピーチ、説教等、口頭で伝達される著作物
 4. 線と色彩を使用した描画・絵画、版画、彫刻、建築物の美術分野に含まれる著作物
 5. 演劇の著作物、ミュージカル作品
 6. 芸術的な動き又はステップで演じられ、実質的に上演目的で制作される著作物
 7. 音楽の著作物（それに伴う歌詞の有無を問わない）
 8. 写真及び映画の著作物
 9. ラジオ、テレビ用に製作された著作物
 10. 図表、図面、学術的三次元図形
 11. 聖典コーランの公開朗読
 12. 録音物
 13. データの編集著作物」
- 3) 第3条を以下のように改正する。「著作物のタイトルは、創作性があり著作物の内容を示すものでなければ、保護の対象に含む。」
- 4) 第6条を以下のように改正する。「配列又はその他保護に値する個別の工夫により創作性がある以下のものを保護の対象に含む。」

1. 詩、散文、音楽及びその他の収集した各種著作物から構成されるコレクションで、これら各著作物の著作者の権利に影響を及ぼさないもの。
 2. パブリックドメインとなった著作物のコレクション
 3. 国際法、規則、条約の文書及び司法判決やその他各種公文書等の公文書のコレクション」
- 5) 第 8 条を以下のように改正する。「著作者は自己の著作物について権利を行使する排他的権利を有する。何人も、著作者又はその継承者の書面による許諾なく以下のいかなる行為も行つてはならない。
1. 一時的か恒久的かに関わらず、写真（映画を含む）フィルム又はデジタル若しくは電子保存媒体を含む何らかの方法や形態によって著作物を複製すること。
 2. 既存の著作物を翻訳、翻案、編曲、又はその他変形すること。
 3. 著作物の原作品及びその複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾すること。
 4. 著作物の原作品及びその複製物を販売又はその他の所有権の移転により頒布すること。
 5. 著作物の複製物を輸入すること。著作権保有者の許諾を得て作成された複製物を含む。
 6. 公衆が個々に選択した場所から選択した時にアクセスできるよう著作物を利用可能にさせる方法を含む、リサイタル、講演、講義、展示、演技、ラジオ・テレビ放送、映画、その他有線又は無線による方法によって公衆に著作物を送信又は伝達すること。」
- 6) 第 9 条を停止する。
- 7) 第 10 条と第 11 条の間に以下のとおり新たな規定を補足する。
- 「1. 著作物が他人のために創作された場合、当該著作物の権利は書面契約による別段の定めがない限り、著作者に帰属するものとする。
2. (a)の規定やその他の法律に関わらず、従業員がその職務の範囲内において雇用者の事業活動に関連する又は雇用者の経験、情報、器具、用具を使用し従業員自らの判断で作成しようとした著作物の権利は、書面契約による別段の定めがない限り、雇用者に帰属するものとする。
3. 当該著作物の権利は、雇用者の事業に関係なく作成され、創作時に雇用者の経験、情報、器具、原材料を使用しない場合は、書面契約による別段の定めがない限り、従業員に帰属するものとする。」
- 8) 第 11 条を停止する。
- 9) 第 15 条を以下のように改正する。「新聞や定期刊行物に著作者が公表した連載小説、短編、その他の文芸、芸術、学術の著作物を、著作者の許諾なく複製することはできない。」
- 10) 第 15 条と第 16 条の間に以下のとおり新たな規定を補足する。「著作者の排他的権利の例外を、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利保有者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。」

11) 第 20 条を以下のように改正する。

「1. 本法が規定する著作者の経済的権利は、著作者の生存期間中及び死後50年間保護される。

2. 共同著作物の経済的権利は、共同著作者全員の生存期間中及び最終生存者の死後50年間保護される

3. 著作権保有者が法人である場合、共同著作物の著作者（応用美術の著作者を除く）に関する経済的権利は、当該著作物が公表された日と最初に公衆に利用可能とされた日のいずれか早い方の日から50年間保護される。著作権保有者が自然人である場合、保護期間は(a)及び(b)の規定に従い起算する。さらに、著作者の死後に初めて公表された著作物に関する経済的権利は、著作物が公表された日と最初に公衆に利用可能とされた日のいずれか早い方の日から50年後に満了する。

4. 無名又は変名で公表された著作物に関する経済的権利は、著作物が公表された日と最初に公衆に利用可能とされた日のいずれか早い方の日から50年間保護される。ただし、著作者の身元が公知となるか著作者自身が公表又は公開した場合を除く。その場合は、(a)の規定に従い保護期間を起算する。

5. 応用美術の著作者の経済的権利は、著作物が公表された日と最初に公衆に利用可能とされた日のいずれか早い方の日から50年後に満了する。

6. 著作物が公表された日又は最初に公衆に利用可能とされた日から起算される場合、再公表又は公衆への利用可能化に関わらず、当該期間は先に到来する日を考慮して起算されるものとする。ただし、当該著作物に著作者によって本質的修正が加えられた場合はこの限りではなく、その場合は新規著作物とみなすことができる。数部又は数刊に分かれて構成されている著作物が時間をおいて別々に公表された場合、保護期間起算の適用上、各部又は各刊は独立した著作物とみなされるものとする。」

12) 第 21 条を停止する。

13) 第 23 条を停止する。

14) 第 34 条と第 35 条の間に以下のとおり新たな規定を補足する。

「1. 実演家は以下の排他的権利を有する。

(a)固定されていない実演の放送及び公衆への伝達。ただし、実演が既に放送されたもの及び固定されていない実演の固定は除く。

(b)一時的か恒久的かに関わらず、デジタル電子形式を含む何らかの方法や形態により、レコードに固定された実演を直接又は間接に複製することを許諾すること。

(c)実演の固定を含むレコードの原盤及び複製物を、販売又はその他の所有権の移転により公衆に頒布すること。

(d)レコードの複製物を輸入すること。実演家の許諾を得て作成されたレコードを含む。

(e)公衆が個々に選択した場所から選択した時間に、固定された実演にアクセスできるような方法で、レコードに固定された実演を有線又は無線によって公衆の利用を可能にすること。

2. 実演家の経済的権利とは独立に、上記権利の移転後であっても、実演家は現に行っている聴覚上の実演又はレコードに固定されている実演について、省略することが実演の使用の態様により指定されている場合を除き、その実演の実演家として特定されることを要求する権利及び自己の名声を損なうおそれがある自己の実演の変更、切除その他の改変に異議を唱える権利を有する。

3. 実演家は、自己の実演の利用に関して、上演日から又は場合によっては録音・録画が行われた日から起算して50年間、排他的経済的権利を享受するものとする。

4. レコード製作者は以下の排他的権利を有する。

(a) 固定されていない実演の放送及び公衆への伝達。ただし、実演が既に放送されたもの及び固定されていない実演の固定は除く。

(b) 一時的か恒久的かに関わらず、デジタル電子形式を含む何らかの方法や形態によってレコードに固定された実演を直接若しくは間接に複製することを許諾すること。

(c) 実演の固定を含むレコードの原盤及び複製を、販売若しくはその他の所有権の移転により公衆に頒布すること。

(d) レコードの複製物を輸入すること。実演家の許諾を得て作成されたレコードを含む。

(e) 公衆が個々に選択した場所から選択した時間に、固定された実演にアクセスできるような方法で、レコードに固定された実演を有線又は無線により公衆の利用を可能にすること。

5. 録音製作者は、自己の録音の利用に関して、録音日又は録音の公表日のうち先に到来する日から起算して50年間、排他的経済的権利を享受するものとする。

6. 放送事業者は以下の排他的権利を有する。

(a) 放送を固定し録音・録画すること。放送を固定したものを直接若しくは間接に複製することを許諾すること

(b) 無線の手段によりその番組を再放送し、公衆送信すること。

7. 放送事業者は、自己の番組の利用に関して、当該番組が最初に放送された日から起算して50年間、排他的権利を享受するものとする。」

15) 第34条の2と第35条の間に以下のとおり新たな規定を補足する。

「一方で著作権者の権利、他方で少なくとも実演家及びレコード製作者の権利の間に序列をつけないことを確保するため、レコードに具現化された著作物の著作権及び当該レコードに権利を有する実演家又は製作者の双方から許諾を得る必要がある場合、実演家又は製作者の許諾が求められたからと言って著作権者の許諾の必要性が消滅することはないことを、各当事者は認めるものとする。同様に、レコードに具現化された著作物の著作権及び当該レコードに権利を有する少なくとも実演家又は製作者の双方から許諾を得る必要がある場合、著作権者の許諾が求められたからと言って実演家又は製作者の許諾の必要性が消滅することはないことを、各当事者は認めるものとする。」

16) 第35条を停止する。

17) 第36条を停止する。

18) 第 44 条を以下のように改正する。「本法の規定に基づき与えられた権利を侵害された各著作者は、相当の補償を求めることができる。補償額の算定に当たっては、著作者の文化的地位、著作物の文芸、学術、芸術的価値、及び侵害者が当該著作物を利用することにより得た利益が考慮されるものとする。」

19) 第 45 条を以下のように改正する。「以下のいかなる行為も海賊行為とみなされ、500 万ディナール以上 1,000 万ディナール以下の罰金に処せられる。」

20) 第 45 条第 2 項を以下のように改正する。「2. 著作物が無許諾であることを知っているか、そう信じるに足る十分な理由がありながら、侵害物の販売の申出、頒布、貸与をし、侵害物を何らかの方法でもって公衆に伝達し、物理的利益のために侵害物を使用し、イラクへ又はイラクから侵害物を持ち運ぶ者は誰でも。」

21) 第 45 条の最終項を以下のように改正する。

「累犯の場合は、違反者は 5 年以上 10 年以下の禁固に加えて、1 億ディナール以上 2 億ディナール以下の罰金の併科、又はそのいずれかの刑に処せられる。さらに裁判所は、累犯の場合、一定期間又は永久に、侵害者又はその共犯者が侵害行為に供した施設の閉鎖を命じることができる。」

22) 第 45 条に以下のように項を追加する。

「さらに裁判所は全ての侵害複製物又は侵害録音物、及び当該侵害物の製造に供されたあらゆる用具、機器、設備の没収及び廃棄を命ずることができる。」

23) 第 46 条を以下のように改正する。

「1. 裁判所は、本法の第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条及び第 34 条の 2 に規定された権利の侵害に関連して、著作権保有者又はその相続人若しくは継承人の正当な申立てに基づき差止命令を発行することができる。ただし、侵害が行われた著作物、実演、レコード、又は番組について詳細かつ完全な説明が当該申立てに含まれている場合に限る。裁判所は、

(a) 侵害者に対し侵害行為の停止の命令

(b) 侵害物及び侵害行為に供された材料や装置の没収、及び

(c) 侵害による収益の没収

を決定することができる。

2. 当該請求は、訴訟提起前、手続中、若しくは提起後に提出することができる。

3. 申立人が権利保有者であり、その権利が侵害された又は侵害が差し迫っていることを確認し次第、裁判所は、侵害の発生を防止するため又は侵害行為に関連する証拠を保全するため、暫定的に本条(a)に規定された手続をとることができる。

4. 遅延が権利保有者に損害を生じさせるおそれがありその計算が困難である場合、又は遅延が侵害に関する証拠の喪失に繋がる明らかな危険がある場合には、裁判所は被申立

人に通知することなく且つ被申立人の同席なしに、暫定的に本条(a)に規定された手続をとることができる。被申立人は当該手続の実施後遅滞なく通知を受ける。被申立人は当該手続の通知後合理的な期間内に意見を述べる機会を請求することができる。裁判所は当該暫定措置を確認するか、変更するか、又は無効にするかについて判断する。

5. 本条(c)及び(d)に規定された暫定措置の申立請求は、その濫用を防止するため、及び申立人の主張が正しいと判断されなかった場合に被申立人に生じる損害を補償するため、相当の金銭的保証を伴うものでなければならない。

6. 本条(c)及び(d)の規定に基づく訴訟が提起される前にとられる暫定措置は、裁判所が暫定措置をとることを決定した日から8日以内に訴訟手続が開始されない場合には、被申立人の請求により効力を失う。

7. 本条(c)及び(d)の規定に基づきとられた暫定措置が、訴訟提起期間の経過や申立人の不履行により又は侵害若しくはそのおそれがないという証拠に基づき失効した場合、裁判所は、被申立人の請求に基づき、申立人に対し当該暫定措置によって生じた損害に対する相当の補償を支払うよう命じることができる。

8. 裁判所は、本条に掲げられた手続を濫用して請求した申立人に対し、当該手続をとられその濫用により損害を被った当事者に相当の補償を支払うよう命じることができる。」

24) 第47条を以下のように改正する。

「建築物及びその中又はその上に施された彫刻、描画、装飾、又は幾何学的形状は、差押えの対象にはならない。さらに、建築デザインが建築物に利用され、その図面が違法に取り込まれた建築の著作権を守る目的で当該建築物を破壊し、その特徴を改変し、又は没収する命令を下してはならない。これは前記の正当な補償を受ける権利を害するものではない。」

25) 第48条を停止する。

26) 第49条を以下のように改正する。「本法の規定は、最初にイラク共和国において発行、上演、又は発表されたイラク人及び外国人の著作物、並びに最初に外国において発行、上演、又は発表されたイラク国民の著作物に適用される。本法に規定された著作権及び関連する権利の保護を、知的財産権及び当該権利から派生する如何なる利益の保護及び享受に関しても、イラク国民に与える待遇よりも不利でない待遇に基づき、自然人か法人かに関わらず、外国の国民に与えることとする。」

27) 第49条と第50条の間に以下のとおり新たな規定を補足する。「本法の規定は本法が効力を生じた時に存在する著作物に適用される。ただし、当該著作物の保護期間が著作権の発生国において満了しパブリックドメインになったものを除く。」

第三章 施行期日

この命令は、署名の日から施行する。

連合国暫定当局長官

L Paul Bremer

(4) 競争法

第1条

本法律の目的においては、次の語句は対置して示される意味を有するものとする。

第1項：競争：経済的独占に向けた行為

第2項：独占：自然人、法人、又はその中間に位置する者によって形成された物品や役務の価格及び質を支配するあらゆる行為、合意又は了解で、社会に損害を及ぼすもの

第3項：市場：生産者と消費者が特定の品目に関する商取引を行うにあたって相互に関係する地域。本法律の目的においては、市場は必ずしも特定の地理的な限界に限定されるものではないが、市場の概念はイラク経済に限定される。

第4項：評議会：競争及び独占の防止に関する評議会

第5項：統合：市場シェアを増大させる目的をもってなされる二以上の会社の統合

第6項：正味購入価格：別表に定められた購入控除を差し引いた後の、同表に規定された価格

第2条

本法律は、競争を規制し、全ての経済活動において、投資家、生産者、商人その他の者によって行われる、社会にとって不利益が生じる独占的な行為を防止することを目的とする。

第3条

第1項：本法律の条項は、イラク国内における自然人又は法人によって行われる生産、取引、役務及びイラク国外において行われ、イラク国内に影響を及ぼす全ての経済活動に適用される。

第2項：本条1項は、大臣評議会において授権され、鉱工業省及び商務省によって、特殊事情及び緊急性並びに問題状況の期間を考慮してなされる基本的な物品や役務の価格を設定する判断には適用されない。

第2章

競争及び独占の防止に関する評議会

第4条

第1項：評議会（競争及び独占の防止に関する評議会）は法人格を有し、首相に対し予算上及び行政権限上、独立の関係を有する。

第2項：評議会は、市場及び市場競争並びに独占の防止、法執行に関連する事柄に十分な経験を有し、大学の学位を有し、大臣官房副長官の位に相当する者が常任として主催することとし、少なくとも当初は、大臣評議会の議長が評議会の副議長を任命する。

評議会は以下によって構成される。

A 以下の団体を代表し、局長の任にあたる者

1 鉱工業省

2 商務省

3 通信省

B 標準化及び品質管理中央庁／開発協力・経済企画省を代表し、専門学位を有する者又はそれ

と同等の者

C 以下の団体を代表する者

- 1 商業会議所及び工業会議所の連合会
- 2 イラク産業連合会
- 3 消費者保護委員会
- 4 イラク会計士監査人協会
- 5 経験及び能力のある者が評議会の議長によって任命される

第3項：上記（C）に記載された団体の代表者及び当該代表者に支給される報酬は首相がこれを決定する。

第4項：財務省は評議会の費用を支弁するために年間の一般予算において予算を配分する。

第5項：評議会は業務を行うための手続及び規則を定める。

第5条

評議会は、複数の者によって運営される機能上、行政上及び会計上の部署を設定することができ、必要がある場合には、各部が業務を遂行するための権限を与えられるものとする。

第6条

評議会は独占を防止するための計画の執行に関連する委員会を組織し、機能を権限とともに定義し、手続的規定に従って参加資格を更新することが出来る。

第7条 評議会と委員会の機能

競争及び独占の防止に関する評議会は以下の機能を有することとする。

第1項：競争及び独占の防止に関する基本計画を策定し、関係機関とともに競争及び独占の防止に関連する法案を立案すること

第2項：競争及び独占の防止に関する文化を広め、保持し、推進すること

第3項：競争の規律に違反する情報並びに取引慣行を発見し、関係機関と協力して法律の条項に則って独占を防止すること

第4項：苦情申立やアクバラット又は裁判所の命令によって、あるいはこれらを受けた時点において明らかとなった取引行為を調査し、調査結果の報告書を作成すること

第5項：自発的あるいは関係機関の要請により、所管する事柄に関する指導を行うこと

第6項：ユーザーに対し、独占や企業結合、制限的な取引行為に関する全ての事柄に関し、指導を行うこと

第7項：能力に応じた業務を行わせるために専門家やコンサルタントを使用すること

第8項：相互協力の要件に従って、国際条約によって許容される範囲内において、情報やデータの交換、競争及び独占の防止に関するルールの制定に関し、イラク国外の類似の機関と協調し、共同すること

第9項：大臣評議会に競争と独占の防止に関する状況に関する年次報告を提出すること

第8条 委員会の機能

評議会内における委員会は以下の機能を有する。

第1項：職員に対し以下の権限を授権する

- 1 営業時間中に調査ないし検査のために店舗、営業所及び関連する会社に対して立ち入ること
- 2 文書、記録、コンピュータ・ファイルを含むファイルへのアクセス並びに預かり保管された物品の明細を示す受領証を交付すること及び預かり保管日から30日以内に監査の完了とともに返還することを条件として、それらを保管並びに複写すること

第2項：職員に対し、身分を明らかにし、申し出る者に対して書面による授権証明を示すことを義務付けること

第3章

禁止事項

第9条

会社又は会社の集団が結合し、共同して物品あるいは役務の生産の50%又は売上合計の50%以上を支配する場合には、当該二以上の会社の企業結合及び取引行為は禁止される。

第10条

競争及び独占の解消及び防止に反する行為又は書面又は口頭の合意は禁止されるものとし、特に以下の事柄を主題又は目的とする場合には特に禁止される。

第1項：物品や役務の価格を決定し、販売の条件を決定する行為又は類似の行為

第2項：物品及び役務の総量を決定すること

第3項：地理的領域、販売、購入、消費者の総量に基づく他、競争に悪影響を及ぼしうる基準に基づく市場分割

第4項：他の会社による市場への参入を阻害し、市場から締め出し、販売の減少を含む多大な損害を与える行為あるいは振る舞い

第5項：競売や競争入札における談合、談合にあたらぬ場合でも共同入札等、形態を問わず、結果的に不公平な競争及び独占となることを当事者が当初から知って行う行為

第6項：類似の契約における消費者に対する価格、販売や購入の条件に関する差別

第7項：競争相手との取引を行わないよう強制すること

第8項：法的根拠なくして特定の取引相手と商業慣行上の条件での取引を拒絶すること

第9項：自己及び競争者の活動において必要な特定の資源を独占する目的を持って行われる行為、市場の価格を上昇させ、あるいは下落を低減させる程度に物品や役務を購入する行為

第10項：他の商品及び物品を購入するために、物品や役務の提供を停止すること又は特定の数量を購入すること又は他の役務に付随して購入すること

第11項：対象者を競争において有利にする目的あるいは害する目的をもって個人や当事者又は双方に対し、販売や購入の価格や条件を正当化されない方法で強制すること

第11条

第1項：いかなる取引先に対しても、購入の実価格に当該品目に課せられる税金及び手数料に輸送量を加えた価格よりも低い価格で再販売することは、公正な競争を阻害する目的であると判断され、意図される購入価格が割引額控除がなされた後に購入品目のリストに組み込まれる

場合、禁止される。

第2項：本条第1項に規定された禁止は生鮮食品や事業の清算に伴う売却やより低い価格での在庫品の入れ替えには適用されない。

第12条

第1項：評議会又は評議会によって組織され会社間の取引を監督することを授権された部署に対してなされる取引合意の登録は以下のものを含む。

- 1 当事者が価格や販売の条件の制限に合意する場合の当該合意
- 2 当事者が、加工に関与する人や加工の場所に応じて物品の種類や総量の制限を設けることに合意する場合の当該合意
- 3 価格や費用に関連する当事者間の情報の交換に関する合意

第2項：評議会は30日を超えない期間内に申請について判断を行うものとする。

第3項：最終判断までは評議会の一次的な承認は暫定的な効力を有するものとする。

第4項：公益上必要と認めた場合又は価格の低下に繋がると判断する場合には合意を適用除外とすることが出来る。

第5項：評議会は合意が登録されていない場合には適切な罰則を与える提案を行うことが出来る。

第6項：評議会は自らの意見とともに裁判所に合意を送ることとする

第7項：本条項は役務の提供者に対しても適用される。

第8項：評議会又は授権された職員は意見を裁判所に送付する前に意見の内容について関連する会社と協議し、書面による保証書を取得することが出来る。

第4章

罰則

第13条

第1項：本法に違反した者は1年以上3年以下の禁固刑又はこれに加えて100万ディナール以上300万ディナール以下の罰金に科されるものとする。

第2項：被害者は必要があれば権限を有する裁判所に適切な損害賠償の補填を申し立てることが出来る。

第3項：法律に従い、また行為の重大性に応じて、本法律の条項に反する行為に関する内部通報者又は情報を提供する者は評議会の議長の判断に従い、報償金が与えられるものとする。

第5章

最終条項

第14条

役員会は本法律の条項の履行を促進させるための指示を行うものとする。

第15条

最高司法会議は消費者保護、競争、独占の防止そのほかの取引行為から生じる紛争について判断する裁判所を設置することを検討し、当該裁判所の裁判官はこれらの分野について経験と知識を有するものとする。

第 16 条

本法律は公報に掲載された日に施行されるものとする。

理由

この法律は自由な競争と市場における独占の防止を確保するために施行されるものである。競争と独占の防止は、民間、公共及び混合部門の推進並びに国民経済及び物品や役務の良好な流通を支える発展に繋がる、市場に提供される物品や役務のコストや価格の減少及び品質の向上に向けた誘引を形成するために重要である。